

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【事業年度】	第23期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社プレサンスコーポレーション
【英訳名】	PRESSANCE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土井 豊
【本店の所在の場所】	大阪府中央区城見一丁目2番27号
【電話番号】	06 - 4793 - 1650
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼経理部長 市川 京助
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区城見一丁目2番27号
【電話番号】	06 - 4793 - 1650
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部副本部長兼経理部長 市川 京助
【縦覧に供する場所】	株式会社プレサンスコーポレーション東京支店 （東京都中央区日本橋三丁目2番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	78,990	101,083	134,059	160,580	224,011
経常利益 (百万円)	13,798	15,414	19,858	26,531	31,985
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,194	10,526	13,757	18,296	21,892
包括利益 (百万円)	9,191	10,515	13,768	18,304	21,801
純資産額 (百万円)	50,324	59,615	75,172	94,618	116,690
総資産額 (百万円)	124,277	185,307	245,399	301,942	310,779
1株当たり純資産額 (円)	853.52	1,008.49	1,221.10	1,493.54	1,791.63
1株当たり当期純利益 (円)	152.31	178.99	232.58	296.43	347.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	152.29	178.83	222.29	285.09	340.18
自己資本比率 (%)	40.4	32.0	29.8	30.7	37.1
自己資本利益率 (%)	19.4	19.2	20.8	22.1	21.1
株価収益率 (倍)	7.1	7.5	6.9	4.6	2.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,504	25,443	40,184	24,480	23,180
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,093	6,942	1,905	2,192	1,837
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	19,543	39,997	42,963	36,735	19,059
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	20,827	28,439	29,314	39,400	41,684
従業員数 (人)	325	416	524	612	665

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 2016年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前につきましても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	76,460	94,432	123,994	145,840	208,431
経常利益 (百万円)	11,984	13,847	16,875	19,853	28,416
当期純利益 (百万円)	8,007	9,876	11,944	14,085	19,786
資本金 (百万円)	1,472	1,472	1,973	2,404	4,290
発行済株式総数 (株)	15,403,400	61,613,600	62,365,600	62,941,385	65,198,961
純資産額 (百万円)	45,761	54,395	66,373	81,593	102,233
総資産額 (百万円)	117,878	173,498	227,158	278,581	285,151
1株当たり純資産額 (円)	776.09	920.01	1,104.08	1,312.39	1,585.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	60.00 (-)	47.40 (35.00)	29.40 (12.50)	40.50 (17.50)	39.00 (26.00)
1株当たり当期純利益 (円)	132.64	167.94	201.93	228.20	314.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	132.63	167.79	192.99	219.47	307.46
自己資本比率 (%)	38.7	31.2	29.1	29.2	35.8
自己資本利益率 (%)	18.4	19.8	19.9	19.1	21.6
株価収益率 (倍)	8.1	8.0	8.0	6.0	3.0
配当性向 (%)	11.3	12.6	14.6	17.7	12.4
従業員数 (人)	193	223	271	323	355
株主総利回り (%) (比較指標: 配当込み TOPIX)	114.5 (89.2)	144.3 (102.3)	176.3 (118.5)	155.5 (112.5)	115.1 (101.8)
最高株価 (円)	5,150	4,705 1,550	1,716	1,871	1,834
最低株価 (円)	3,020	3,560 1,078	1,212	1,226	859

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2016年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株主総利回りを算定しております。なお、第20期の1株当たり配当額47.40円については、当該株式分割前の中間配当額35.00円と、当該株式分割後の期末配当額12.40円を合計した金額であります。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。なお、印は、株式分割(2016年10月1日、1株4株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

4. 当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前につきましても百万円単位で表示しております。

2【沿革】

年月	事項
1997年10月	大阪市中央区東高麗橋に、不動産販売業を行うことを目的として、株式会社日経プレステージを設立
1997年10月	宅地建物取引業免許（大阪府知事（1）第45679号）を取得
1998年4月	不動産賃貸仲介業を開始
1998年11月	初めての自社ブランドマンションとして「プレサンス難波東」を販売開始
1998年12月	建物管理業務及び保険代理業務を行う株式会社プレサンスコミュニティを設立（現株式会社パシフィック）
1999年6月	ファミリーマンションの販売を行う株式会社日経アシストを設立
1999年6月	大阪市中央区久太郎町に本社移転
1999年6月	不動産賃貸管理業を開始
2000年7月	初めての自社開発物件として「プレサンス心斎橋EAST」を販売開始
2000年10月	一級建築士事務所（大阪府知事登録（イ）第18701号）として登録
2001年7月	大阪市中央区農人橋に本社移転
2001年10月	株式会社プレサンスコミュニティ（現株式会社パシフィック）を山岸忍（当社前代表取締役）の資産管理会社とするため、同社株式を山岸忍（当社前代表取締役）へ全株売却
2002年4月	当社の商号を「株式会社プレサンスコーポレーション」に、株式会社日経アシストの商号を「株式会社プレサンス住販」に変更
2002年10月	建設業許可（大阪府知事許可（般14）第119716号）を取得
2003年5月	東海エリアで初めての自社開発物件として「プレサンス名古屋城前」を販売開始
2004年2月	株式会社プレサンスコミュニティ（現株式会社パシフィック）の営業を譲受け、建物管理業務及び保険代理業務を行うため、新たに株式会社プレサンスコミュニティを設立
2004年3月	株式会社プレサンス住販の営業力・事業力を吸収する目的で、同社株式を全株取得して完全子会社化
2004年4月	株式会社プレサンスコミュニティが「建物管理業務及び保険代理業務」を行う目的で株式会社プレサンスコミュニティ（現株式会社パシフィック）より営業権を譲受
2004年9月	初めてのエイジングマンション（自社開発の高齢者向け分譲マンション）として「エイジングコート三宮」を販売開始
2005年2月	大阪市中央区城見に当社、株式会社プレサンス住販及び株式会社プレサンスコミュニティの本社を移転
2005年2月	名古屋販売センターを開設
2005年5月	宅地建物取引業免許（国土交通大臣（1）第7042号）を取得
2005年7月	名古屋販売センターを名古屋支店に昇格
2007年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2008年8月	賃貸仲介業務を行う株式会社ルームプロを設立
2008年12月	東京支店を開設
2013年10月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2014年4月	建設業を行う株式会社トライストの株式93.1%を取得して子会社化
2014年5月	株式会社ルームプロの商号を「株式会社プレサンスリアルタ」に変更
2014年8月	家賃等債務保証業務を行う株式会社プレサンスギャランティを設立
2015年5月	不動産販売・ソリューション事業を行う株式会社プレサンスリアルエステートを設立
2016年9月	株式会社三栄建築設計と共同出資で海外不動産投資事業を行う株式会社プロスエーレを設立
2016年11月	東海地区で不動産業を行う三立プレコン株式会社の全株式を取得して完全子会社化
2017年2月	株式会社三栄建築設計と共同出資で海外不動産投資事業を行う株式会社プロスエーレワンを設立
2017年4月	ワンルームマンションの販売を行う株式会社ララブレイスの全株式を取得して完全子会社化
2017年7月	アメリカで不動産事業を行う目的でPRESSANCE USA, INC.を設立
2019年2月	大阪支店を開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社12社並びに関連会社3社により構成されており、ワンルームマンション（主に単身者向けに賃貸に供される投資型マンション）、及びファミリーマンション（家族での使用を想定したマンション）の企画開発と販売を主たる事業としております。

その主な事業内容及び事業の位置付けは次のとおりであります。

なお、次の事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

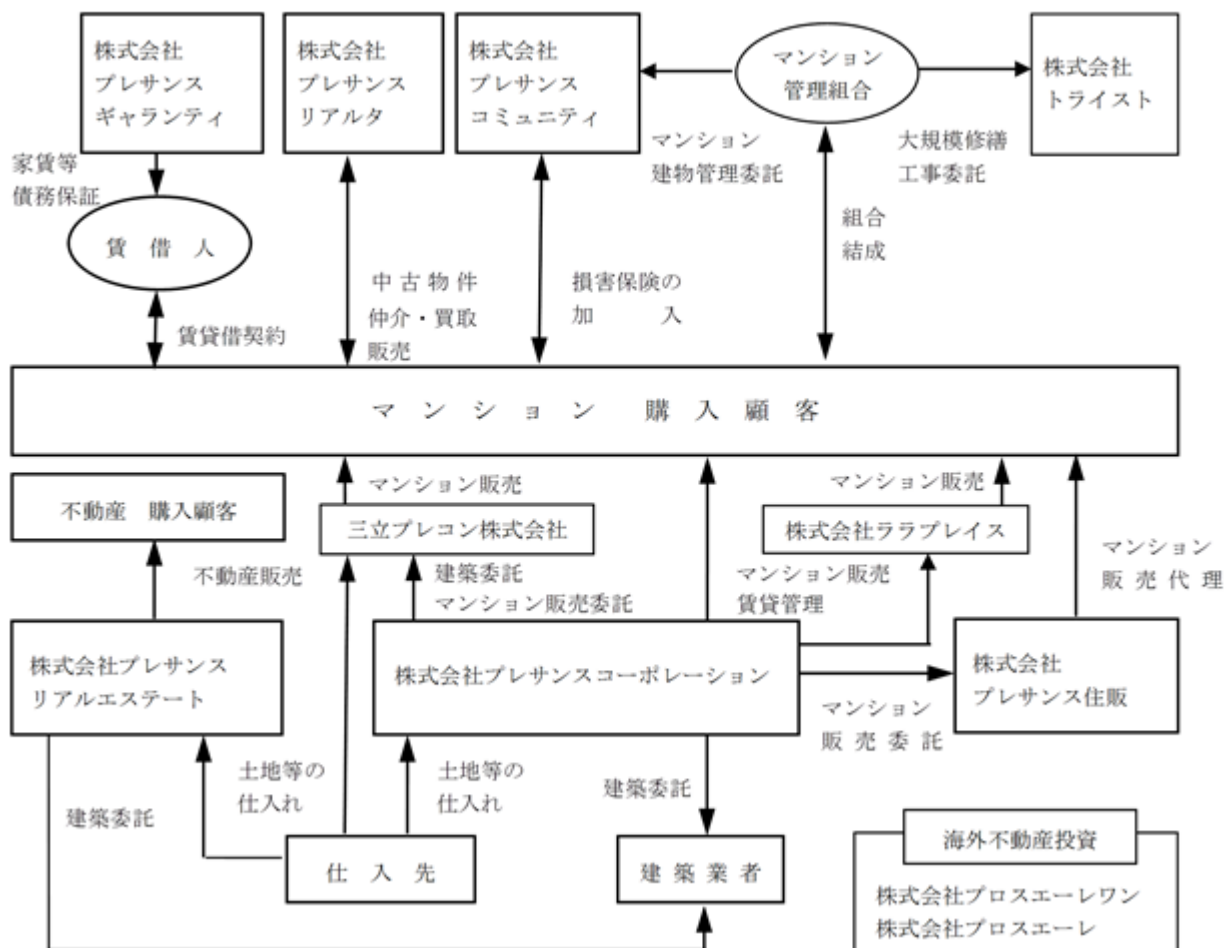
(1) 不動産販売事業

当社グループは、主に関西エリア・東海エリア・関東エリア・沖縄エリアにおいて事業を展開しており、当社は主にマンションの企画開発とワンルームマンションの販売を、連結子会社である株式会社プレサンス住販は、当社のファミリーマンション及び他社のファミリーマンションの販売代理を、株式会社プレサンスリアルタは、中古物件の仲介・買取・販売を、株式会社プレサンスリアルエステートは不動産販売・ソリューション事業を、三立プレコン株式会社は東海エリアにてファミリーマンションの販売を、株式会社ララプレイスは、大阪市内を中心に独自ブランドによるワンルームマンションの販売を行っております。

なお、当社は主に個人顧客に対してマンションの販売を行っておりますが、不動産販売業者に一棟販売を行う場合があります。

(2) その他

当社は、ワンルームマンションの賃貸管理事業（入居者の斡旋及び家賃の集金代行）、及び賃貸事業（当社所有マンションの賃貸）を、連結子会社である株式会社プレサンスコミュニティは、当社が分譲したマンションの建物管理（管理組合の会計事務等の受託）、及び損害保険代理事業を、株式会社トライストはマンションの大規模修繕工事等の建設業を、株式会社プレサンスギャランティは賃貸マンションの家賃等債務保証業（入居者の家賃等債務の連帯保証）を行っております。また、連結子会社である株式会社プロスエーレワンと持分法適用関連会社である株式会社プロスエーレは海外での不動産投資事業を行っております。



4【関係会社の状況】

(1)連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社プレサンス住販	大阪市中央区	100	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任 ・ ファミリーマンション の販売委託
株式会社 プレサンスコミュニティ	大阪市中央区	50	その他	100.00	・ 役員の兼任 ・ 保険の加入
株式会社 プレサンスリアルタ	大阪市中央区	30	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任
株式会社トライスト	大阪市中央区	80	その他	100.00	・ 役員の兼任 ・ 従業員の役員兼任
株式会社 プレサンスギャランティ	大阪市中央区	50	その他	100.00	・ 役員の兼任
株式会社 プレサンスリアルエステート	大阪市中央区	90	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任 ・ 資金の貸付
三立プレコン株式会社	愛知県岡崎市	70	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任
株式会社プロスエーレワン	大阪市中央区	10	その他	50.00	・ 従業員の役員兼任 ・ 資金の貸付
株式会社ララプレイス	大阪市中央区	10	不動産販売事業	100.00	・ ワンルームマンション の販売 ・ 役員の兼任
合同会社F R P匿名組合 (注) 2	東京都千代田区	2,459	不動産販売事業	51.31	・ 匿名組合出資
PRESSANCE USA, INC.	アメリカ カリフォルニア州	87	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任
4341 PL Development LLC	アメリカ ハワイ州	1	不動産販売事業	100.00	・ 役員の兼任 ・ 資金の貸付

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

(2)持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社プロスエーレ	東京都新宿区	20	その他	50.00	・ 従業員の役員兼任 ・ 資金の貸付
MPD Realty, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	21	その他	50.00	・ 役員の兼任 ・ 資金の貸付
Shinwa S39 Co., Ltd.	タイ バンコク	1,823	その他	25.00	・ 出資

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(3)その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
株式会社パシフィック (注)2	神戸市東灘区	10	有価証券の 保有・売買 不動産の賃貸	39.05 (19.50)	-

- (注)1. 議決権の被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. (株)パシフィックは2020年5月8日付で保有していた当社株式の一部を(株)オープンハウスに売却したことにより、当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。
3. (株)オープンハウスは2020年5月8日付で(株)パシフィック他から当社株式を取得したことにより、当社のその他の関係会社に該当することとなりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	506
報告セグメント計	506
その他	81
全社(共通)	78
合計	665

- (注)1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
355	31.5	4.0	8,053,028

セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	234
報告セグメント計	234
その他	43
全社(共通)	78
合計	355

- (注)1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「社会への貢献を果し、不断の発展を図ること」及び「公正、信用を重視した積極かつ堅実な経営を行うこと」により、企業価値を高めステークホルダーに貢献することを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、投資型ワンルームマンション・ファミリーマンションの分譲を柱として経営基盤を拡充し、安定した収益の向上に努めてまいります。

投資型ワンルームマンションの分譲につきましては、不安定な経済情勢等から派生した年金問題、単独世帯数の増加及び都心部への人口回帰現象といった社会的側面があること、比較的风险が少ない資産運用の商品として市場に定着していること等から、堅調に推移するものと考えております。今後も変化する顧客のニーズに的確に対応し、収益性を重視しつつ事業規模の拡大を図ってまいります。

ファミリーマンションの分譲につきましては、継続的な住宅取得支援制度の実施により、都心部の顧客ニーズに合致したマンションに対する需要は、堅調に推移しておりますので、今後も三大都市圏を中心にファミリーマンション供給戸数の増加を図ってまいります。

当社グループは、近畿圏、東海・中京圏の都心部を中心とした事業エリアにて、ドミナント戦略による高密度展開を図るとともに、新たな事業エリアである中国・九州地方の都市部でのシェア拡大を目指しており、さらに、海外の不動産事業への展開及びホテル用不動産の販売、また、運営も視野に入れた開発も進めております。

また、その他の賃貸管理事業、賃貸事業、及び建物管理事業等につきましては、今後も事業規模を拡大し、継続的かつ安定的な収益の確保を図ってまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、不動産販売事業及びその他事業にも少なからざる影響を与えるものと見込まれますが、現時点で感染拡大の収束の目途が立っておらず、当社グループに与える影響を正確に見通すことは極めて困難な状況ではあります。当社グループでは感染拡大防止のための施策を実施し、当社グループへの影響を最小限に抑えるべく対応に努めております。また、今後の環境変化を見極めながら、必要な対応策を迅速かつ柔軟に講じてまいります。

(3) 経営環境

当社グループが属する不動産業界の経営環境は、住宅取得支援制度の継続的な実施等、住宅購買意欲を刺激する要因が存在することから、緩やかではあるものの回復基調が続いておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国内外の経済は先行き不透明な状況であると認識しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが属する不動産業界の経営環境は、住宅取得支援制度の継続的な実施等、住宅購買意欲を刺激する要因が存在することから、緩やかではあるものの回復基調にて推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行き不透明な状況となっております。

このような経営環境のなか、当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、中長期的な業績向上及び企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスの強化が非常に重要な課題であると認識しております。2019年12月に、学校法人明浄学院（以下「明浄学院」といいます。）の土地売買代金に関する業務上横領事件について、当社前代表取締役社長及び元従業員が、明浄学院の元理事長他と共謀した疑いで大阪地検特捜部に逮捕・起訴されました。これを受け、当社グループと利害関係を有しない外部の専門家から構成される外部経営改革委員会（以下「委員会」といいます。）を2019年12月23日に設置し、コーポレート・ガバナンス上の問題点について調査・検証を行いました。

2020年3月31日に受領した委員会の調査報告書（以下「調査報告書」といいます。）における提言を受け、当社グループは、各取締役や執行役員が業務執行するにあたっての監督機能、相互牽制・チェックの体制、社内ルールの整備・運用等が十分でなかったとの認識を持つに至っております。

この認識のもと、取締役会を含む重要な会議体のあり方及び意思決定方法について見直しや、社外取締役が職務執行の監督を行うに必要十分な体制を構築することを目的とした環境整備他の再発防止策を策定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の改革を進めております。

また、前社長との関係の見直しに関して、2020年5月8日付で公表した「株式会社オープンハウスによる当社普通株式の取得完了並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載の通り、前社長及び株式会社パシフィックと株式会社オープンハウスとの間で、当社普通株式の市場外での相対取引による譲渡が完了いたしました。当該譲渡により、前社長らは、当社の主要株主に該当しないこととなりました。

なお、2020年6月24日に東京証券取引所より、事件の経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」を提出するように求められております。当社は、この措置に対し真摯に対応していく所存であります。

コンプライアンス体制の強化及び信頼回復

当社グループは、コンプライアンス体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。そのため、社内での研修等を通じたコンプライアンス意識の定着を図るとともに、内部通報制度の整備による問題の早期発見・解決にむけた取り組みを行っております。

また、調査報告書における提言を受け策定した再発防止策を実施していくことで、株主、顧客、取引先、関係者など様々なステークホルダーの信頼回復に取り組んでまいります。

財務体質の強化

事業用地の取得については金融機関からの借入金により賄っており、業容の拡大に伴い有利子負債が増える傾向にあります。利益の蓄積のほか、さまざまな資金調達手法を活用し、財務体質の強化を図ってまいります。

優秀な人材の確保

当社グループは順調に事業規模を拡大しておりますが、業容の拡大に伴い必要となる人員も増加してきております。営業職だけでなく、管理部門も含めた各業務分野において優秀な人材の確保が急務となっております。

新卒を対象とした定期採用に加え、即戦力として期待できる中途採用も積極的に行って、優秀な人材の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスの感染拡大は日本経済及び当社グループが属する不動産業界に非常に深刻な影響を及ぼしております。現時点では、この感染拡大に収束の目途は立っておらず、当社グループに与える影響を正確に見通すことは極めて困難な状況ではあります。当社グループでは感染拡大防止のための施策を実施し、当社グループへの影響を最小限に抑えるべく対応に努めております。また、今後の環境変化を見極めながら、必要な対応策を迅速かつ柔軟に講じてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。
なお、文中における将来に関する事項は、本書の提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業体制について

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制について

当社前代表取締役社長及び元従業員が業務上横領の容疑で大阪地検特捜部に逮捕・起訴されました。この事件が発生した要因として、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制に問題があったことも一因と考えております。当社は、再発防止策を設定し、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の改善・充実に努めてまいります。改善が不十分であったり、進捗が思わしくない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社グループの今後の事業展開には優秀な人材の確保及び人材の育成が重要課題であると考えております。そのために当社グループでは「定期採用」に関しては出身校や学業成績にとらわれることなく、面接を中心とした選考により行動力に富む意欲ある明るい人材を、「中途採用」では即戦力として活躍できる優秀な人材の採用に努めております。

また「人材育成」では、新入社員研修や管理職研修等の外部研修や専門家を招きプロフェッショナル育成研修を実施して、会社の将来を担う人材の育成に力を注いでおります。しかしながら、当社グループが想定している以上の退職者があった場合や、事業展開に伴う人材確保・育成が順調に進まなかった場合などは、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

引渡時期による業績変動について

当社グループの主力事業である不動産販売事業はマンションの売買契約成立時ではなく顧客への引渡しをもって売上を計上する引渡基準を採用しております。そのため、四半期ごとに当社グループの業績を見た場合、マンションの引渡時期に伴い、業績に偏重が生じる傾向があります。また、天災やその他予想し得ない事態の発生による建築工事の遅延や、不測の事態の発生による引渡しの遅延があった場合には、当社グループの業績が変動する可能性があります。

個人情報について

当社グループは、マンションを購入もしくは検討された顧客の個人情報を有しております。その個人情報管理につきましては、その取扱いに細心の注意を払っておりますが、不測の事態により個人情報が外部に流出する事態が発生した場合には、当社グループの社会的信用の失墜及び企業イメージの低下等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社グループの属する不動産業界は、国土利用計画法、土地基本法、都市計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、建設業法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等により規制を受けております。

また当社グループの主要事業においては、事業活動に際して、以下の免許、許認可等を得ております。現在、当該免許及び許認可等が取消となる事由は発生しておりませんが、今後、何らかの理由によりこれらの免許、登録、許可の取消し等があった場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに重大な影響を与える可能性があります。

許認可等の名称	会社名	許認可番号等 / 有効期間	規制法令	免許取消条項等
宅地建物取引業者免許	(株)プレサンスコーポレーション	国土交通大臣(4)第7042号 2020年5月24日～2025年5月23日	宅地建物取引業法	第5条、第66条等
	(株)プレサンス住販	国土交通大臣(2)第8061号 2015年11月17日～2020年11月16日		
	(株)プレサンスリアルタ	大阪府知事(2)第57039号 2018年5月17日～2023年5月16日		
	(株)プレサンスリアルエステート	国土交通大臣(1)第9613号 2019年9月25日～2024年9月24日		
	三立プレコン(株)	愛知県知事(6)第17302号 2017年6月28日～2022年6月27日		
	(株)ララプレイス	大阪府知事(1)第60512号 2018年8月3日～2023年8月2日		
マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理業者登録	(株)プレサンスコミュニティ	国土交通大臣(4)第062618号 2019年4月15日～2024年4月14日	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第47条、第83条等
	三立プレコン(株)	国土交通大臣(3)第053636号 2020年3月17日～2025年3月16日		
特定建設業許可 (建築工事業)	(株)トライスト	大阪府知事許可 (特-27)第141622号 2015年7月31日～2020年7月30日	建設業法	第29条
特定建設業許可 (大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業)	(株)トライスト	大阪府知事許可 (特-30)第141622号 2019年1月25日～2024年1月24日		
特定建設業許可 (建築工事業)	三立プレコン(株)	愛知県知事許可 (特-27)第013045号 2015年8月9日～2020年8月8日		

また近年は、首都圏・近畿圏において、ワンルームマンションに対する指導・規制の強化の動きが見られます。当社は、当該指導・規制への対応を図っておりますが、この指導・規制の動きが拡大・波及した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟の可能性について

当社グループが企画開発、販売するマンションについては、当該不動産に係る瑕疵等に起因する訴訟、その他請求が行われる可能性があります。これら訴訟及び請求の内容及び結果によっては、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与えるその他事項について

投資用マンション販売事業について

当社グループが企画開発・販売するマンションは、主として資産運用を目的として購入されますが、一般的にマンションによる資産運用（いわゆるマンション経営）には、入居率の悪化や家賃相場下落による賃貸収入の低下、金利上昇による借入金返済負担の増加など収支の悪化につながる様々な投資リスクが内在します。当社はこれらの投資リスクについて、十分説明を行い顧客に理解していただいた上で売買契約を締結するよう営業部員の教育を徹底しております。また販売後は、当社では入居者募集・集金代行等を行い、連結子会社である株式会社プレサンスコミュニティでは建物管理を行うことで一貫したサービスを提供しており、顧客の長期的かつ安定的なマンション経営を全面的にサポートし、空室の発生や資産価値下落等の投資リスク低減に努めております。しかしながら、営業部員の説明不足等が原因で、顧客が投資リスクに対する理解が不十分なままマンションを購入したこと等により訴訟等が発生した場合、当社グループの信頼が損なわれることにつながり、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済・社会情勢の変化により、入居率の悪化や家賃相場の大幅な下落、急激な金利上昇等が発生した場合、顧客のマンション経営に支障をきたす可能性があります。その場合、購入者の購買意欲の低下につながり当社グループの経営成績や財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

特に金利上昇については、金融機関のローンを利用する顧客も比較的多いため、借入金返済負担の増加による収支の悪化をもたらすことから、購入者の購買意欲に重要な影響を及ぼす可能性があります。

仕入コストについて

当社グループは、都心部の物件を中心に開発用地を仕入れております。一般に開発用地は不動産仲介業者を介して売買されますので、当社グループは日頃から不動産仲介業者との友好的な関係づくりを行い、積極的に不動産情報を収集することで、物件の情報入手と売主に対する物件の価格交渉時の低価格交渉を可能にしております。

また一方では、地価の上昇、競争入札制度の普及等による他社との競合等により仕入コストが上昇し、当社グループが開発用地を計画どおりに取得できなかった場合や当該上昇分を販売価格へ転嫁できなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

建築コストについて

当社グループの不動産販売事業におきましては、建築工事を外注しております。当社グループにおいて、建築コストは仕入コストとともに売上原価の主要項目であり、建築資材の価格や建築工事にかかる人件費が想定を上回って上昇した場合、工事中の事故や外注先の倒産等の予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

営業エリアについて

当社グループは、主に関西エリア・東海エリア・関東エリア・沖縄エリアにおいてワンルームマンション及びファミリーマンションの企画開発と販売を事業として展開しております。今後、当社グループの営業エリアであるこれら都市においてマンションの販売環境が悪化した場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

金融環境の変化について

当社グループは、マンション開発用地の取得資金等を主として金融機関からの借入により調達しております。このため将来の金融環境の変化によっては、金利変動の影響などを受ける可能性があり、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産市況について

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、各種不動産関連法規の改廃、景気変動、金利動向及び住宅税制やその他の税制等の影響を受けやすいため、景気見通しの悪化や大幅な金利の上昇、税制の変更、マンション企画開発用地の価格変動等が発生した場合には、購入者の購買意欲の低下につながり、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの影響について

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、人の安全と健康の確保を最優先に事業継続を図る観点から、当社グループの事業所等について感染拡大防止のための対策を実施し、また、感染者発生時の対応等の周知徹底を図り、新型コロナウイルスに対する必要な措置を講じております。

現時点で新型コロナウイルスの感染拡大については収束の目途は立っており、今後の事態の動向によっては、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに重大な影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、所得・雇用環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しにより緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、年明け以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先行き不透明な厳しい状況となっております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、三大都市圏及び地方中枢都市での公示地価の上昇や、建築工事費の上昇等の懸念材料はあるものの、住宅ローン金利が引き続き低い水準で推移していること、住宅ローン減税制度等の住宅取得支援策が継続して実施されていること等から、景況は安定して推移しました。また、人口が都市中心部へ生活利便性を求めて流入する傾向にあるため、同エリアにおける分譲マンションの需要は堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高224,011百万円（前期比39.5%増）、営業利益32,609百万円（同20.2%増）、経常利益31,985百万円（同20.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益21,892百万円（同19.7%増）となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けることなく着地しました。

なお、2019年12月に、学校法人明浄学院（以下「明浄学院」といいます。）の土地売買代金に関する業務上横領事件について、当社前代表取締役社長及び元従業員が、明浄学院の元理事長他と共に謀った疑いで大阪地検特捜部に逮捕・起訴されました。株主・投資家の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

a. 不動産販売事業

不動産販売事業におきましては、ファミリーマンション「プレサンスロジェ シリーズ」のプレサンスロジェ大垣駅前（総戸数137戸）やワンルームマンション「プレサンスシリーズ」のプレサンスTHE神戸（総戸数235戸）等の販売が順調に推移いたしました。その結果、ワンルームマンション売上高67,255百万円（3,479戸）、ファミリーマンション売上高78,587百万円（2,109戸）、一棟販売売上高27,299百万円（1,532戸）、ホテル販売売上高19,292百万円（793戸）、その他住宅販売売上高4,726百万円（248戸）、その他不動産販売売上高18,364百万円、不動産販売附帯事業売上高1,158百万円となり、不動産販売事業の合計売上高は216,684百万円（前期比39.8%増）、セグメント利益は32,792百万円（同23.3%増）となりました。

b. その他

その他の不動産賃貸事業等におきましては、家賃保証物件の増加により受取家賃収入が増加したこと等から、その他の売上高は7,327百万円（前期比32.4%増）となりましたが、家賃保証に伴う支払家賃が増加したこと等によりセグメント利益は1,455百万円（同16.9%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ2,283百万円増加し、41,684百万円（前期末比5.8%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a．営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、増加した資金は23,180百万円（前年同期は24,480百万円の減少）となりました。

これは主に、開発用地を取得したこと等から、たな卸資産が2,515百万円増加したこと、法人税等を9,592百万円支払ったことにより資金が減少したことに対し、税金等調整前当期純利益が31,985百万円あったことにより資金が増加したためであります。

b．投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、減少した資金は1,837百万円（前年同期は2,192百万円の減少）となりました。

これは主に、関係会社への貸付けにより1,372百万円資金が減少したためであります。

c．財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、減少した資金は19,059百万円（前年同期は36,735百万円の増加）となりました。

これは主に、金融機関からの借入金純額で15,598百万円減少したことにより資金が減少したためであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

当連結会計年度の契約実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	契約高				契約残高			
		数量 (戸)	前年 同期比 (%)	金額 (百万円)	前年 同期比 (%)	数量 (戸)	前年 同期比 (%)	金額 (百万円)	前年 同期比 (%)
不動産 販売事業	ワンルーム マンション	2,464	79.5	45,870	76.4	1,223	54.6	22,757	51.6
	ファミリー マンション	2,043	99.3	76,714	102.9	2,057	96.9	75,715	97.6
	一棟販売	1,876	114.1	35,670	142.2	2,248	118.1	37,799	128.4
	ホテル販売	309	25.8	7,440	27.3	570	54.1	13,856	53.9
	その他住宅 販売	272	249.5	5,498	299.0	43	226.3	1,229	269.0
	その他不動産 販売	-	-	14,137	133.0	-	-	4,973	54.1
報告セグメント計		6,964	85.9	185,332	92.9	6,141	83.7	156,331	83.8

(注) 1．本表におきまして「受注高」は「契約高」と読み替えております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．上記の金額には、追加工事の金額も含まれております。

4．一棟販売とは、マンション一棟もしくはその一部を主にマンション販売業者に卸売する方法であります。

5．その他住宅販売とは、中古住宅流通事業、戸建分譲事業等、新築マンション以外の住宅の販売であります。

6．その他不動産販売とは、商業用店舗、開発用地等の住宅以外の不動産の販売であります。

7．その他不動産販売の契約高及び契約残高は、開発用地に関するものであります。

8．契約高及び契約残高については、計画変更等により数量（戸）が変動する可能性があります。

9．報告セグメントに含まれない事業セグメントについては、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売（引渡）実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	数量（戸）	前年 同期比 （％）	金額（百万円）	前年 同期比 （％）
不動産販売事業	ワンルームマンション	3,479	147.2	67,255	156.4
	ファミリーマンション	2,109	101.5	78,587	101.6
	一棟販売	1,532	174.1	27,299	219.1
	ホテル販売	793	80.9	19,292	109.5
	その他住宅販売	248	253.1	4,726	313.2
	その他不動産販売	-	-	18,364	1,284.4
	不動産販売附帯事業	-	-	1,158	70.9
報告セグメント計		8,161	127.5	216,684	139.8
その他		-	-	7,327	132.4
合計		8,161	127.5	224,011	139.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額には、追加工事の金額も含まれております。

3. 一棟販売とは、マンション一棟もしくはその一部を主にマンション販売業者に卸売する方法であります。

4. その他住宅販売とは、中古住宅流通事業、戸建分譲事業等、新築マンション以外の住宅の販売であります。

5. その他不動産販売とは、商業用店舗、開発用地等の住宅以外の不動産の販売であります。

6. 不動産販売附帯事業とは、床コーティング等引渡後オプション工事、及び不動産売買の仲介手数料等でありま

す。

7. その他不動産販売の売上高は、開発用地に関するものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書の提出日現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、以下の通りであります。

a. 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて15,475百万円増加し、296,066百万円（前期末比5.5%増）となりました。その主な要因は、開発用地を取得したこと及び賃貸不動産から販売用不動産に保有目的を変更したこと等により、たな卸資産が10,148百万円増加したことでありま

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末に比べて6,638百万円減少し、14,712百万円（前期末比31.1%減）となりました。その主な要因は、賃貸不動産として保有しておりましたプレサンス高津公園ディオ他計12棟を保有目的の変更に伴い、販売用不動産に8,555百万円振り替えたこと等から、賃貸不動産が8,258百万円減少したことでありま

(負債)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて13,234百万円減少し、194,088百万円(前期末比6.4%減)となりました。その主な要因は、積極的に有利子負債の減少に努めた結果、借入金が15,598百万円減少したこととあります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて22,071百万円増加し、116,690百万円(前期末比23.3%増)となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等に伴い利益剰余金が18,832百万円増加したこととあります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高につきましては、不動産販売事業において、ワンルームマンション及び一棟販売が順調に推移し、ワンルームマンション売上高が67,255百万円(前期比56.4%増)、一棟販売売上高が27,299百万円(前期比119.1%増)に増加したこと等から、224,011百万円(前期比39.5%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費につきましては、販売戸数の増加により販売手数料が増加したことや、事業規模を拡大する為に人員を増員し、人件費が増加したこと等から20,515百万円(前期比20.1%増)となりました。

(営業外損益)

営業外収益につきましては、為替差益が2百万円(前期比97.3%減)となりましたが、違約金収入が153百万円(119.6%増)あったことにより、333百万円(前期比7.7%増)となりました。

営業外費用につきましては、期中における借入金額の増加により支払利息が増加したこと等から、957百万円(前期比6.8%増)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、21,892百万円(前期比19.7%増)となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因として、以下のものがあります。

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、各種不動産関連法規の改廃、景気変動、金利動向及び住宅税制やその他の税制等の影響を受けやすいため、景気見通しの悪化や大幅な金利の上昇、税制の変更、マンション企画開発用地の価格変動等が発生した場合には、購入者の購買意欲の低下につながり、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、現時点で収束の目途が立っておらず、長期化する場合は当社グループの主力事業である不動産販売事業における新規契約数の減少や解約の増加などにより、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下の通りであります。

当社グループの資金需要の主なものは不動産販売事業における用地取得費用であり、その調達手段は主として銀行からの借入金によっております。用地取得費用以外の運転資金につきましては、自己資金で対応することを原則とし、金融費用を低減するよう努めております。銀行借入金による資金調達の実施にあたっては、調達時期、条件について最も有利な手段を選択するべく検討することとしております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この連結財務諸表の作成にあたりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、長期化せずに収束するものと仮定し、たな卸資産の評価、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判断など、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期を含む仮定設定は不確実性が高く、今後の状況によっては、翌年度の連結財務諸表へ影響を与える可能性があります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、投資型ワンルームマンション・ファミリーマンションの分譲を柱として経営基盤を拡充し、安定した収益の向上に努めてまいります。

投資型ワンルームマンションの分譲につきましては、不安定な経済情勢等から派生した年金問題、単独世帯数の増加及び都心部への人口回帰現象といった社会的側面があること、比較的风险が少ない資産運用の商品として市場に定着していること等から、堅調に推移するものと考えております。今後も変化する顧客のニーズに的確に対応し、収益性を重視しつつ事業規模の拡大を図ってまいります。

ファミリーマンションの分譲につきましては、継続的な住宅取得支援制度の実施により、都心部の顧客ニーズに合致したマンションに対する需要は、堅調に推移しておりますので、今後も三大都市圏を中心にファミリーマンション供給戸数の増加を図ってまいります。

また、その他の賃貸管理事業、賃貸事業、及び建物管理事業等につきましては、今後も事業規模を拡大し、継続的かつ安定的な収益の確保を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年4月6日に開催の取締役会において、株式会社オープンハウスとの資本業務提携を行うことを決議し、同日付で、資本業務提携契約を締結しました。

詳細は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備投資は実施していません。

なお、保有目的の変更により、仕掛販売用不動産862百万円を賃貸不動産に、賃貸不動産8,555百万円を販売用不動産に振替えております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物	土地 (面積㎡)	賃貸 不動産	その他	合計	
本社 (大阪市中央区)	不動産販売事業 その他及び共通	本社事務所	23	- (-)	-	38	61	211
大阪支店 (大阪市北区)	不動産販売事業	支店事務所	14	- (-)	-	13	28	43
名古屋支店 (名古屋市東区)	不動産販売事業	支店事務所	32	- (-)	-	13	46	93
東京支店 (東京都中央区)	不動産販売事業	支店事務所	8	- (-)	-	0	8	8
プレサンス 北浜パレス (大阪市中央区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	671	-	671	-
プレサンス 難波ヴィータ (大阪市浪速区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	473	-	473	-
プレサンス 京町堀ノース (大阪市西区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	1,171	-	1,171	-
プレサンス 京町堀サウス (大阪市西区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	834	-	834	-
プレサンス 大曽根駅前 ファースト (名古屋市北区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	808	-	808	-
プレサンス 心斎橋ニスト (大阪市中央区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	965	-	965	-
プレサンス 丸の内フォート (名古屋市中区)	その他	賃貸不動産	-	- (-)	1,298	-	1,298	-
びわこ保養所 (滋賀県大津市)	共通	福利厚生施設	21	72 (804)	-	3	97	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「構築物」、「車両運搬具」及び「工具、器具及び備品」であります。

2. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
本社 (大阪府中央区)	不動産販売事業、その他及び 共通	本社事務所(賃借)	120
大阪支店 (大阪府北区)	不動産販売事業	支店事務所(賃借)	36
名古屋支店 (名古屋府東区)	不動産販売事業	支店事務所(賃借)	62
東京支店 (東京都中央区)	不動産販売事業	支店事務所(賃借)	24

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物	土地 (面積㎡)	賃貸 不動産	その他	合計	
(株)プレサンス 住販	本社 (大阪府中央区)	不動産販 売事業	本社事務所	21	- (-)	-	16	38	188
(株)プレサンス リアルエステート	本社 (大阪府中央区)	不動産販 売事業	本社事務所 賃貸不動産	-	- (-)	374	0	375	4
三立プレコン(株)	本社 (愛知県岡崎市)	不動産販 売事業	本社事務所 モデルルーム	104	177 (1,199)	-	1	284	47

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「車両運搬具」及び「工具、器具及び備品」であります。

2. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
(株)プレサンス住販	本社 (大阪府中央区)	不動産販売事業	本社事務所(賃借)	21

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000,000
計	192,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,198,961	65,198,961	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株数は100株 であります。
計	65,198,961	65,198,961	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2015年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社使用人 38 当社子会社の取締役 1 当社子会社の使用人 21
新株予約権の数(個)	876(注)1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 350,400(注)1・2・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり444,000(注)3・6
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2020年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,333(注)6 資本組入額 667(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から、退職による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、400株とする。なお、当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整により生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の払込金額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りとする。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものとする。但し、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2016年 9 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、2016年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の株式分割を行っております。当該株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社使用人 123 当社子会社の取締役 6 当社子会社の使用人 64
新株予約権の数(個)	20,735(注)1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,073,500(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり160,400(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2024年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,860 資本組入額 930
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議から、退職による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。なお、当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整により生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の払込金額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りとする。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものとする。但し、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2017年8月18日
新株予約権の数(個)	15,790
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,579,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	自 2017年9月5日 至 2020年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,579,000株、交付株式数(注)2(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)3(1)に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)2に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準
本新株予約権の行使価額は、2017年9月5日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)に、当該修正日以降修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使の際に(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限
1,900円(但し、(注)3(3)の規定により調整されることがある。)
- (5) 交付株式数の上限
本新株予約権の目的となる株式の総数は1,579,000株、交付株式数は100株で確定している(但し、(注)2に記載のとおり、調整されることがある。)
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)
3,008,973,980円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,579,000株とする（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）。但し、(2)乃至(4)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が（注）3(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）3(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る（注）3(3)及びによる行使価額の調整に関し、それらに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、（注）3(3)（ ）に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（但し、(2)又は(3)によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,900円とする。

(2) 行使価額の修正

2017年9月5日以降、行使価額は、修正日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨て）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が1,900円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、(3)の規定を準用して調整される。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

()（ ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- () 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合
調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- () 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに（ ）に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は（ ）に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに（ ）に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に（ ）又は（ ）による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の（ ）に定める完全希薄化後株式数が、(ア)上記交付の直前の（ ）に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(イ)上記交付の直前の（ ）に定める既発行株式数を超えない場合は、本調整は行わないものとする。
- () 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（又はと類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における（ ）に定める時価を下回る価額になる場合
(ア) 当該取得請求権付株式等に関し、（ ）による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして（ ）の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
(イ) 当該取得請求権付株式等に関し、（ ）又は上記(ア)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの（ ）に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の（ ）に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- () ()乃至()の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、()乃至()にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () ()乃至()に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、()乃至()の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- () 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、()の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合には、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、又はに基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- () 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- () において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(()における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- () において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(ア)(()においては)当該行使価額の調整前に、又はに基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(イ)(()においては)当該行使価額の調整前に、又はに基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- () 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- () 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。

- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- () 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

本注の他の規定にかかわらず、本注に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(2)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本注に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

本注の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の行使時において有効な交付株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権割当契約には、(1)行使指定条項、(2)停止指定条項、(3)譲渡制限条項、(4)割当予定先による行使制限措置、(5)本新株予約権の取得に係る請求が含まれます。

(1) 行使指定条項

当社は、割当予定先に対して、2017年9月5日から2019年9月4日までの期間において、行使すべき本件新株予約権の数を指定した上で、本件新株予約権を行使すべき旨を指定(以下「行使指定」といいます。)することができます。

一度に行使指定可能な本件新株予約権の数は、本件新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、当社が行使指定を発した日(以下「行使指定日」といいます。)の前日まで(当日を含みます。)の20取引日又は60取引日における、東証が発表する当社普通株式の各取引日の売買高の中央値のいずれか少ない方に2を乗じた数を超えない範囲とします。

割当予定先は、行使指定を受領した場合、行使指定日の翌営業日の営業時間終了時(以下「行使指定受付期限」といいます。)までに、当社に対して行使指定の受付可否を通知します。

割当予定先は、受付通知(行使指定を受け付けた旨の通知をいいます。)を行った場合、又は行使指定受付期限までに従い行使指定を受け付けない旨の通知を行わなかった場合、行使指定日から(当日を除きます。)30取引日を経過する日(当該30取引日を経過する日が本件新株予約権の行使期間の末日よりも後の日となる場合には、当該行使期間の末日とし、以下「行使期日」といいます。)まで(当日を含みます。)に、指定された数の本件新株予約権を行使する義務を負います。但し、割当予定先が行使指定に従って本件新株予約権を行使する義務を負った後に、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合には、当該行使指定に係る行使義務は消滅します。

割当予定先は、(イ)政府、所轄官庁、規制当局、裁判所若しくは金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、(ロ)割当予定先が法令、諸規則若しくは割当予定先が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、(ハ)東証における当社普通株式の取引が不能となっている場合、若しくは東証における売買立会終了時において、当社普通株式が制限値幅下限での気配となっている場合、(ニ)行使指定の通知時点において、当社の重要事実の公表から1取引日を経過していない場合、又は(ホ)行使指定が本割当契約の定め反する場合には、行使指定受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指定を受け付けないことができます。この場合、割当予定先は、当社に対してその理由を通知しなければなりません。

当社は、行使指定を行った場合、当該行使指定に関する行使期日、又は、当該行使指定に基づく本件新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで(当日を含みます。)は、次の行使指定を発することができません。

当社は、(イ)行使指定日の当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て)を下回る場合、又は(ロ)当社が当社若しくはその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない重要事実を関知している場合には、行使指定を発することができません。

割当予定先が行使義務を負った後に、(イ)乃至(ハ)に定める事由が発生した場合、割当予定先は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引日数だけ行使期日を延長することができます。但し、延長後の行使期日は本件新株予約権の行使期間の末日を超えないものとします。

当社は、割当予定先が行使指定により本件新株予約権を行使する義務を負った場合、又は行使指定に基づく割当予定先の行使義務が消滅した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(2) 停止指定条項

当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本件新株予約権を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定期間は、2017年9月6日から2020年7月21日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から(当日を含みます。)当社が指定する日まで(当日を含みます。)とします。但し、当社は、割当予定先が行使指定に基づく行使義務を負っている場合には、当該行使義務の対象となっている本件新株予約権について停止指定を発することができません。

当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。

当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合に、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(3) 譲渡制限条項

割当予定先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

(4) 割当予定先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する(割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。)

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

(5) 本新株予約権の取得に係る請求

割当予定先は、本新株予約権発行後、2020年7月21日以降はいつでも、当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権1個につき562円を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

6. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社前代表取締役社長である山岸忍は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行っております。

8. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第2回転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第23期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	35
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	2,058,840
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1,700
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	3,500
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	35
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	2,058,840
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	3,500

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	15,700	15,403,400	10	1,472	10	1,402
2016年10月1日 (注)2	46,210,200	61,613,600	-	1,472	-	1,402
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	752,000	62,365,600	501	1,973	501	1,903
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	575,785	62,941,385	430	2,404	430	2,334
2019年7月12日 (注)3	34,336	62,975,721	27	2,431	27	2,361
2019年7月24日～ 2020年3月31日 (注)1	2,223,240	65,198,961	1,859	4,290	1,859	4,220

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割(1:4)によるものであります。

3. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

募集株式の払込金額 1株につき1,578円

払込金額の総額 54,182,208円

出資の履行方法 金銭報酬債権の現物出資による

増加する資本金及び資本準備金 資本金 27,091,104円

資本準備金 27,091,104円

譲渡制限期間 2019年7月12日から当社又は当社の子会社の取締役を退任する日までの間

割当先 当社の取締役9名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び

当社子会社取締役9名

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	25	32	195	135	24	24,251	24,662	-
所有株式数 (単元)	-	65,528	9,349	147,197	152,303	114	277,402	651,893	9,661
所有株式数 の割合(%)	-	10.05	1.44	22.58	23.36	0.02	42.55	100.00	-

(注)1. 自己株式556,734株は、「個人その他」に5,567単元、「単元未満株式の状況」に34株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、40単元含まれております。

3. 「金融機関」には、株式給付型ESOPの信託財産として日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式3,133単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社パシフィック	神戸市東灘区向洋町中6-3-47	12,640	19.55
山岸 忍	神戸市東灘区	12,602	19.50
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	7,355	11.38
NPBN-SHOKORO LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, , EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	2,198	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,385	2.14
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE:UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6, RUE LOU HEMMER, L-1748 SENNINGERBERG, GRAND-DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3-11-1)	930	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	902	1.40
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インター シティA棟)	659	1.02
株式会社オージーキャピタル	大阪市中央区平野町4-1-2	654	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	637	0.99
計	-	39,965	61.83

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式902千株のうち313千株は、株式給付型E S O P制度導入に伴う当社株式であります。

2. 2020年3月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、タワー投資顧問株式会社が2020年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、タワー投資顧問株式会社の大量保有報告書の写しの内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門1-2-18	9,385,800	14.40

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 556,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,632,600	646,326	-
単元未満株式	普通株式 9,661	-	-
発行済株式総数	65,198,961	-	-
総株主の議決権	-	646,326	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付型E S O P導入に伴い日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式が313,300株(議決権の数3,133個)含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数40個が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社プレサンスコーポレーション	大阪市中央区城見一丁目2番27号	556,700	-	556,700	0.85
計	-	556,700	-	556,700	0.85

(注) 株式給付型E S O P導入に伴い日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式313,300株につきましては、上記の自己株式等に含まれておりませんが、会計処理上は当社と株式給付型E S O Pを一体としていることから、連結貸借対照表及び貸借対照表においては自己株式として処理をしております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付型E S O Pの概要

当社は、当社及び当社グループ会社(以下、当社グループといいます。)の従業員(以下、当社グループ従業員といいます。)の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への当社グループ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループ従業員にポイントを付与し、各ポイント計算期間が終了したとき等に、当社グループ従業員に対しポイントを当社株式に交換して給付する仕組みです。当社は、当社グループ従業員に当社グループへの貢献度等に応じてポイントを付与し、各ポイント計算期間が終了したとき等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。当社グループ従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社グループ従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を受取することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす当社グループ従業員の意思が反映されるため、当社グループ従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

従業員等に取得させる予定の株式の総数

313,320株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社グループ従業員のうち、受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	6,970	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数(注) 2	556,734	-	556,734	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には株式給付型E S O P導入に伴い日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する自己株式数(当事業年度313,320株、当期間313,320株)は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。

なお、配当方針につきましては、従来公表していた配当方針及び数値目標を取り下げいたしました。

当社は取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことを定款に定め、中間、期末の年2回の配当を行うことを基本としております。

2020年3月期の剰余金の配当につきましては、中間配当金1株当たり26円00銭、期末配当金1株当たり13円00銭とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに企業の体質強化のため有効に活用してまいります。

なお、第23期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月25日 取締役会決議	1,624	26.00
2020年5月28日 取締役会決議	840	13.00

- (注) 1. 2019年11月25日取締役会決議の配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 2020年5月28日取締役会決議の配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営を律する基本的枠組みと考えており、当社としては次の要素を実践していくことで、その枠組みを形造れると考えております。そして、これら要素を実践しつつ、株主利益の増大に努めることが最重要の責務と認識しております。

a. コンプライアンス

法令遵守という意味で使われており、良好なコンプライアンスの実践は、不祥事等による直接的な損害を回避することの他に、「信頼」「誠実」という企業イメージやブランド価値の向上に結びつき、中長期的な業績向上や企業価値の向上につながるものと認識しております。

b. リスクマネジメント

企業の目的達成を妨げる事象や行為等の脅威・リスクに対して、費用対効果を勘案しコントロールしていくことと認識しております。

c. アカウンタビリティ

説明責任という意味で使われており、組織において権限者がしたこと、またしなかったことが招いた結果について合理的な説明を行う責務と認識しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を使用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、本書提出日現在の役員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名（土井豊、田中俊英、平野賢一、原田昌紀、多治川淳一、若旅孝太郎、うち1名社外取締役であります。）と監査等委員である取締役3名（中林策、酒谷佳弘、西岡慶子、うち3名社外取締役であります。）で構成されております。また、当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」や「コンプライアンス規程」等を定め、取締役や従業員の職務の執行が法令、定款及び規程に適することを確保する体制等を構築しております。具体的な体制については、以下のとおりであります。

a. 取締役会

取締役会は、月2回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針や経営に関する重要事項の決定と取締役の業務執行状況を監督しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、当社・子会社の業務・財産の状況及び経営の状況について監査を実施しております。さらに、監査等委員会を定期的開催し、監査等委員間での情報・意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。

なお、当社は業務執行を行わない取締役が、その役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

c. 指名報酬等委員会

指名報酬等委員会は、3名の社外取締役を含む4名の取締役で構成され（構成員は土井豊、中林策、酒谷佳弘、西岡慶子）、取締役の報酬を決定するにあたり、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、その内容の検討を行っております。

また、指名報酬等委員会は、取締役候補者の指名又は取締役の解任を行うにあたって、候補者が選任又は解任基準を満たしていることを確認することとしております。

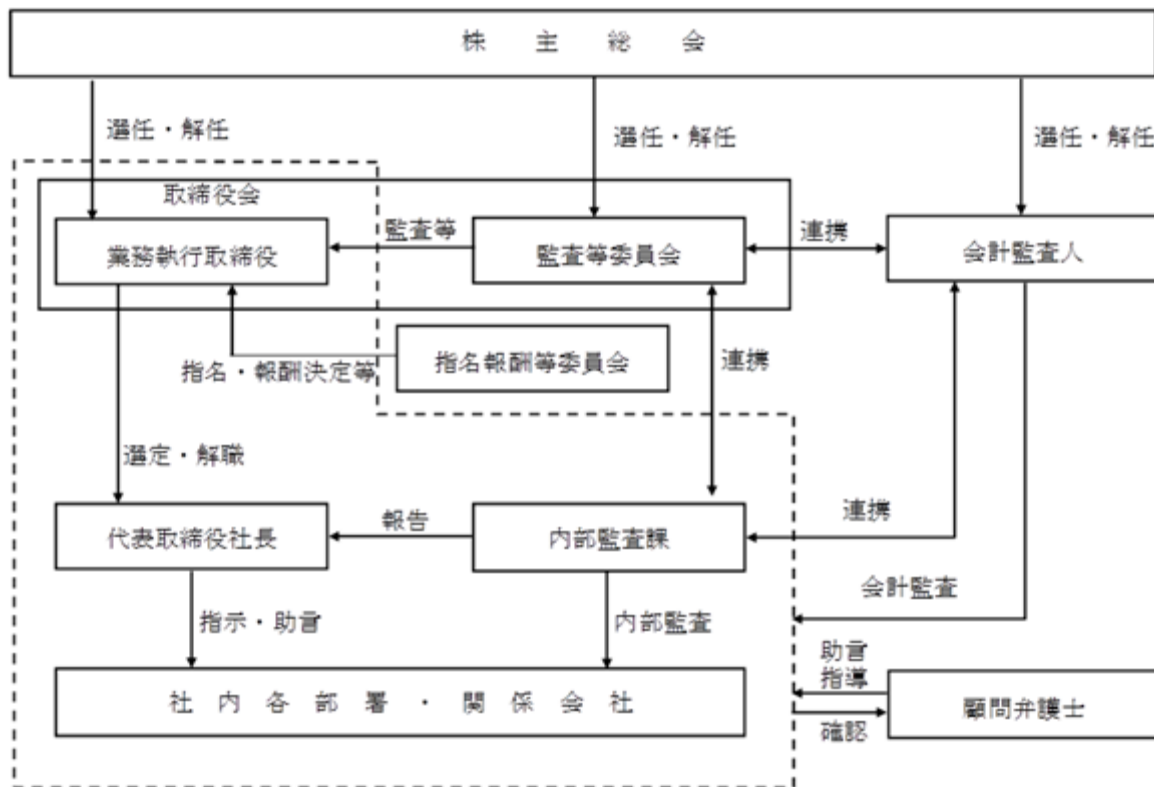
d. 内部監査課

内部監査課が社内各部署とは独立した社長直轄部署として、子会社を含めた各部署の法令遵守状況に関する監査を定期的実施することで、内部統制の充実を図っております。

e. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、通常の会計監査のほか、会計上の諸問題について指導を受けることで、適切な開示に向けた会計処理の改善に努めております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、石田博信と福竹徹であります。また、補助者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他3名であります。（上述の石田博信、福竹徹とも、継続監査年数が7年未満であるため、継続監査年数の記載は省略しております。）



・企業統治の体制を採用する理由

当社が監査等委員会設置会社の体制を採用している理由は、取締役会の意思決定の適正性を確保するためには中立・公正な立場から経営を監視する機能が発揮される必要があると考えており、社外取締役3名で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し当社のコーポレート・ガバナンスの充実に図ることが可能であると判断しているためです。

企業統治に関するその他の事項

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを各部署にて認識・把握すると共に、管理本部担当取締役はこれらを管理しており、速やかな危機管理対応と予防措置実施の徹底を行う仕組みを構築しております。なお、コンプライアンス（法令遵守）やリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

また、当社及び子会社においては、事業の性質上、顧客の個人情報等を取扱っていることから、個人情報管理を徹底することが非常に重要であると認識しております。当社では情報管理に関する基本的な方針を「個人情報保護方針」として定めると共に、その取扱いに関しては「プライバシーポリシー」を制定して当社ホームページにおいて公表すると共に、これらに関する社内規程を制定しております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理を管理本部が担当し、子会社管理規程に基づき情報を共有化し、内部統制システムの整備を行い、運用の監視を行っております。

また、重要な子会社に対しては、取締役が兼務しており、必要に応じて重要な使用人を派遣し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うことにより企業集団全体での業務の適正化を図っております。

内部監査課は、必要に応じ子会社の監査を実施し、監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、子会社の調査を行うこととしております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によりすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	土井 豊	1968年11月 8 日生	1991年 4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社)入社 1993年 4月 近畿音響サービス株式会社入社 1994年 4月 株式会社創生入社 1997年10月 株式会社ビジネスライン入社 1999年 4月 当社入社 社長室長 2000年 5月 取締役就任 管理部長 2001年 4月 常務取締役就任 管理部長 2003年 4月 専務取締役就任 管理部長 2012年 6月 専務取締役管理本部長 2017年 4月 取締役副社長就任 管理本部長 2019年12月 代表取締役副社長管理本部長 2019年12月 代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	270,800
専務取締役 営業本部長兼名古屋支店長	田中 俊英	1970年 3月23日生	1988年 4月 陸上自衛隊中部方面總監部入隊 1990年 8月 王仏企画産業株式会社入社 1992年 4月 株式会社ハーベストフューチャーズ入社 1993年 4月 株式会社創生入社 1998年 9月 当社入社 2001年 4月 営業部長 2002年 5月 取締役就任 営業部長 2003年 4月 常務取締役就任 営業本部長 2005年 7月 常務取締役名古屋支店長 2015年 4月 専務取締役就任 名古屋支店長 2017年 4月 専務取締役営業本部長兼名古屋支店長(現任)	(注) 3	37,800
常務取締役 開発事業本部長	平野 賢一	1969年11月 3 日生	1992年 4月 株式会社大京入社 2007年10月 株式会社ランド名古屋入社 2009年 9月 株式会社 R & E 入社 代表取締役 2012年 6月 当社入社 2014年 4月 名古屋支店開発事業部長代理 2015年 4月 名古屋支店副支店長兼名古屋支店開発事業部長 2015年 6月 取締役就任 名古屋支店副支店長兼名古屋支店開発事業部長 2017年 4月 常務取締役就任 東海・東日本開発事業本部長 2018年 4月 常務取締役開発事業本部長(現任)	(注) 3	39,000
常務取締役 本社営業部長兼大阪支店長 兼大阪支店営業部長	原田 昌紀	1983年 7月 5 日生	2004年 4月 株式会社イシマル入社 2005年11月 当社入社 2015年10月 営業 2 部長 2016年10月 執行役員営業 1 部長 2017年 4月 執行役員営業 2 部長 2017年 6月 取締役就任 営業 2 部長 2018年 4月 取締役営業 1 部長 2019年 2月 取締役大阪支店長兼営業部長 2020年 6月 常務取締役就任 本社営業部長兼大阪支店長兼大阪支店営業部長(現任)	(注) 3	80,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 建築事業本部長	多治川 淳一	1969年7月10日生	1991年4月 株式会社トジマ都市設計入社 1993年4月 株式会社伊吹設計事務所入社 2000年7月 当社入社 2004年4月 事業部長代理 2009年6月 取締役就任 事業部長 2014年2月 取締役開発事業部長 2015年10月 取締役開発事業本部長 2017年4月 取締役西日本開発事業本部長 2018年4月 取締役建築事業本部長(現任)	(注)3	24,600
取締役	若旅 孝太郎	1976年1月24日生	1998年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2000年6月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 2009年8月 株式会社オープンハウス入社 2014年10月 同社執行役員企画部長 2015年2月 同社執行役員企画本部長 2015年12月 同社取締役企画本部長 2016年7月 同社取締役管理本部長兼企画本部長 2018年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長兼企画本部長 2019年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	0
取締役 (監査等委員)	中林 策	1949年11月23日生	1974年4月 中央信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)入行 2001年10月 株式会社大阪証券取引所(現 株式会社大阪取引所)入社 2013年6月 当社常勤監査役就任 2015年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	2,200
取締役 (監査等委員)	酒谷 佳弘	1957年3月11日生	1979年10月 日新監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 1998年8月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役(現任) 当社監査役就任 2005年6月 エスアールジータカミヤ株式会社(現 株式会社タカミヤ)監査役(現任) 2006年2月 北恵株式会社監査役(現任) 2010年11月 株式会社ワッツ監査役(現任) 2011年3月 SHO-BI株式会社監査役(現任) 2015年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	7,900
取締役 (監査等委員)	西岡 慶子	1959年4月3日生	1978年4月 株式会社阪急交通社入社 1980年2月 幸照海運株式会社入社 1985年6月 株式会社吉野商会入社 1989年7月 株式会社タウンサービス入社 1992年9月 株式会社ワールド積算入社 1998年12月 有限会社信建築事務所入社 1999年3月 西岡労務管理事務所開設 代表(現任) 2005年6月 当社監査役就任 2006年4月 有限会社アットプレーン設立 取締役(現任) 2015年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	7,900
				計	470,200

- (注) 1. 若旅 孝太郎、中林 策、酒谷 佳弘、西岡 慶子は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
- 委員長 中林 策、委員 酒谷 佳弘、委員 西岡 慶子
- なお、中林 策は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集
その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために選定しております。
3. 2020年6月26日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
4. 2019年6月21日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
5. 所有株式数には、持株会における持分を含めております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名で、うち3名は監査等委員であります。

社外取締役である若旅孝太郎氏は、(株)オープンハウスの取締役を兼務しております。同社は、2020年5月8日付で当社株式の31.91%を取得し、当社のその他の関係会社となっております。当社は同社と2020年4月6日付で資本業務提携契約を締結しております。

監査等委員である社外取締役3名は、役員持株会を通じて当社の株式を保有しており、その保有株式数は「役員一覧」に記載のとおりであります。それ以外に監査等委員である社外取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

4名の社外取締役のうち、酒谷佳弘氏は、長年にわたる公認会計士としての業務経験を有しており、企業財務に関する知見を当社の監査・監督に活かしていただいております。

当社において、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。なお、社外取締役のうち3名を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査課及び子会社の取締役等と、監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況及びリスクの評価等について、定期的に質疑応答及び意見交換等を行うなど、相互に緊密な連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は3名（常勤の監査等委員である取締役1名・非常勤の監査等委員である取締役2名）で構成され、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しています。当社は監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定する方針としています。

なお、酒谷佳弘氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中林 策	13回	13回
酒谷 佳弘	13回	13回
西岡 慶子	13回	13回

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

監査等委員会における主な共有・検討事項は、監査方針・監査実施計画の策定、重点監査項目の審議、内部統制システムの整備運用状況、会計監査人の評価、取締役会付議事項の事前審議等です。

監査等委員会の活動状況について、取締役会及び内部統制委員会に出席し、必要があれば意見や提言をし、当社・子会社の業務・財産の状況及び経営の状況について監査を実施しております。内部監査部門の監査結果報告会（年4回）及び会計監査人からの監査計画・監査結果報告会（年4回）に出席し、情報収集・意見交換を行っております。

常勤監査等委員は、毎月開催される取締役会の他、事業部会等重要な会議への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査し、監査等委員間での情報共有、意見交換を行い、経営監視機能の向上を図っております。

なお、当社は業務執行を行わない取締役が、その役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

内部監査の状況

内部監査課には専任者が3名おり、年間スケジュールを策定して計画的に監査を行っております。なお、内部監査規程には、内部監査上必要のある場合、社長は他部署より臨時の内部監査担当者を選任することができる旨、規定しております。

内部監査課が社内各部署とは独立した社長直轄部署として、子会社を含めた各部署の法令遵守状況に関する監査を定期的を実施することで、内部統制の充実を図っております。

また、内部監査課、監査等委員会及び会計監査人は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、情報や意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点や指摘事項の改善状況の確認を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

16年間

c. 業務を執行した公認会計士

石田 博信

福竹 徹

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人としての独立性及び品質管理体制を備え、会計監査における専門性及び監査手続の適切性を具備しており、また、当社の事業環境及び事業内容に精通していることによります。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は会計監査人の評価基準を策定しており、会計監査人の監査実施報告を通じて、適切に職務を遂行しているか把握しております。評価基準については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づくものとしております。

また、会計監査人からの監査実施報告を通じて独立性と専門性の確認をしており、独立性・専門性は問題無いと認識しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	22	-	50	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22	-	50	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬で構成されており、監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬のみであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、役位別の固定報酬、業績の達成度に応じた報酬及び各取締役の目標達成度に対する報酬より構成されております。業績の達成度は、主に営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度により決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）のストック・オプションは、各取締役の役位に応じて決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められている役位別の報酬額によります。

監査等委員である取締役の基本報酬は固定報酬のみであります。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月23日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は年額600百万円以内、監査等委員である取締役は年額120百万円以内であります。

上記の他に、2019年6月21日の株主総会決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名以内の者について、年額70百万円以内においてストック・オプションを付与すること及び、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円以内において譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

取締役の報酬を決定するにあたっては、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬等委員会（構成員は土井豊、中林策、酒谷佳弘、西岡慶子の4名）を設置しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長であります。

取締役会は指名報酬等委員会に報酬等の算定について諮問を行い、指名報酬等委員会において、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬それぞれについて、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役各人の役位、業績の達成度、各取締役の目標達成度を勘案の上、かつ社会通念上相応の金額であるか否かを検討・審議を行い、その結果を受けて代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定しております。

指名報酬等委員会は毎年4月に取締役候補者の指名、6月に取締役報酬額の改定のための協議を行っております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック ・オプション	退職慰労金	その他	
取締役（監査等委員及び社外 取締役を除く。）	404	365	7	8	22	9
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-	-
社外役員	13	13	-	-	-	3

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、主に証券市場において短期での収益の獲得を目的として取得する投資株式を純投資目的である投資株式、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

当社は、取引先と良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有することがあります。取引先の株式については、取引関係の強化により、当社の企業価値の向上に資すると判断する限り、保有いたしますが、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、取引関係の維持強化等の保有目的に沿っているかを基に精査することで保有の適否を検証し、保有意義が乏しい銘柄については、株価等を勘案して売却を検討いたします。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有株式ごとに保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、取引関係の維持強化等の保有目的に沿っているかを基に精査することで保有の適否を検証した結果、売却を検討すべきものはありませんでした。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	4	43

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	2	取引先持株会による取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ジャックス	13,708	12,786	事業の拡大や取引先との関係強化のため 保有しております。 定量的な保有効果の測定は困難でありま すが、取引関係の強化に寄与していると 判断しております。 取引先持株会における取得により株式数 が増加しております。	有
	25	22		
トモニホールディン グス(株)	49,862	49,862	事業の拡大や取引先との関係強化のため 保有しております。 定量的な保有効果の測定は困難でありま すが、取引関係の強化に寄与していると 判断しております。	無
	17	20		
日本エスリード(株)	120	120	同業他社の情報収集のため保有しており ます。 定量的な保有効果の測定は困難でありま すが、保有目的に寄与しているものと判 断しております。	無
	0	0		
(株)エフ・ジェー・ネ クスト	200	200	同業他社の情報収集のため保有しており ます。 定量的な保有効果の測定は困難でありま すが、保有目的に寄与しているものと判 断しております。	無
	0	0		

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,990	44,774
売掛金	64	142
販売用不動産	2 9,603	2 27,074
仕掛販売用不動産	2 225,302	2 217,964
原材料及び貯蔵品	278	293
その他	3,352	5,817
流動資産合計	280,591	296,066
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	390	437
減価償却累計額	157	192
建物及び構築物（純額）	232	245
賃貸不動産	16,220	7,596
減価償却累計額	969	603
賃貸不動産（純額）	2 15,251	2 6,993
土地	271	271
その他	284	344
減価償却累計額	191	214
その他（純額）	92	129
有形固定資産合計	15,848	7,640
無形固定資産	332	254
投資その他の資産		
投資有価証券	1 73	1 71
長期貸付金	35	51
関係会社長期貸付金	2,460	3,193
繰延税金資産	1,584	2,472
その他	1,016	1,027
投資その他の資産合計	5,170	6,817
固定資産合計	21,350	14,712
資産合計	301,942	310,779

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	117	324
電子記録債務	7,085	8,923
短期借入金	29,920	21,904
1年内返済予定の長期借入金	2,444,547	2,471,180
未払法人税等	5,417	7,428
前受金	11,503	10,788
賞与引当金	218	254
その他	4,106	6,514
流動負債合計	82,916	107,318
固定負債		
新株予約権付社債	3,500	-
長期借入金	2,4120,119	2,485,903
役員退職慰労引当金	623	-
株式給付引当金	146	196
その他	17	669
固定負債合計	124,407	86,770
負債合計	207,323	194,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,404	4,290
資本剰余金	3,406	5,292
利益剰余金	87,777	106,609
自己株式	887	887
株主資本合計	92,699	115,306
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	15	50
その他の包括利益累計額合計	15	52
新株予約権	123	264
非支配株主持分	1,779	1,172
純資産合計	94,618	116,690
負債純資産合計	301,942	310,779

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	160,580	224,011
売上原価	116,378	170,886
売上総利益	44,201	53,124
販売費及び一般管理費		
販売手数料	6,745	8,579
広告宣伝費	565	619
役員報酬	623	598
給料及び手当	4,798	4,871
賞与	247	323
賞与引当金繰入額	210	211
退職給付費用	51	61
役員退職慰労引当金繰入額	54	13
株式給付引当金繰入額	56	51
減価償却費	87	98
その他	3,642	5,086
販売費及び一般管理費合計	17,082	20,515
営業利益	27,118	32,609
営業外収益		
受取利息	3	15
受取配当金	1	1
仕入割引	0	0
為替差益	101	2
受取手数料	57	43
違約金収入	69	153
不動産取得税還付金	17	38
その他	57	77
営業外収益合計	309	333
営業外費用		
支払利息	745	941
持分法による投資損失	43	0
支払手数料	93	6
その他	13	8
営業外費用合計	896	957
経常利益	26,531	31,985
特別利益		
固定資産売却益	3	-
特別利益合計	3	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	3	-
特別損失合計	4	-
税金等調整前当期純利益	26,530	31,985
法人税、住民税及び事業税	8,493	11,003
法人税等調整額	255	887
法人税等合計	8,238	10,115
当期純利益	18,292	21,869
非支配株主に帰属する当期純損失()	3	23
親会社株主に帰属する当期純利益	18,296	21,892

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	18,292	21,869
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	2
為替換算調整勘定	4	48
持分法適用会社に対する持分相当額	14	17
その他の包括利益合計	11	68
包括利益	18,304	21,801
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	18,308	21,824
非支配株主に係る包括利益	3	23

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,973	2,113	71,588	2,471	73,204
当期変動額					
新株の発行	430	430			860
剰余金の配当			2,108		2,108
親会社株主に帰属する当期純利益			18,296		18,296
自己株式の処分		862		1,584	2,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	430	1,292	16,188	1,584	19,494
当期末残高	2,404	3,406	87,777	887	92,699

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	6	2	4	180	1,783	75,172
当期変動額						
新株の発行						860
剰余金の配当						2,108
親会社株主に帰属する当期純利益						18,296
自己株式の処分						2,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	18	11	56	3	48
当期変動額合計	6	18	11	56	3	19,446
当期末残高	0	15	15	123	1,779	94,618

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,404	3,406	87,777	887	92,699
当期変動額					
新株の発行	1,886	1,886			3,773
剰余金の配当			3,059		3,059
親会社株主に帰属する当期純利益			21,892		21,892
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,886	1,886	18,832	0	22,606
当期末残高	4,290	5,292	106,609	887	115,306

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	0	15	15	123	1,779	94,618
当期変動額						
新株の発行						3,773
剰余金の配当						3,059
親会社株主に帰属する当期純利益						21,892
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	66	68	140	607	534
当期変動額合計	2	66	68	140	607	22,071
当期末残高	1	50	52	264	1,172	116,690

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	26,530	31,985
減価償却費	471	471
のれん償却額	100	100
受取利息及び受取配当金	4	16
支払利息	745	941
為替差損益(は益)	100	2
持分法による投資損益(は益)	43	0
たな卸資産の増減額(は増加)	44,820	2,515
仕入債務の増減額(は減少)	532	2,392
株式報酬費用	-	215
賞与引当金の増減額(は減少)	48	36
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	54	623
固定資産売却損益(は益)	2	-
固定資産除却損	3	-
前受金の増減額(は減少)	1,005	718
未収消費税等の増減額(は増加)	789	238
未払消費税等の増減額(は減少)	526	465
株式給付引当金の増減額(は減少)	56	50
その他	356	2,052
小計	16,388	33,665
利息及び配当金の受取額	4	16
利息の支払額	794	909
法人税等の支払額	7,302	9,592
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,480	23,180
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	147	187
固定資産の売却による収入	15	225
投資有価証券の取得による支出	2	2
投資有価証券の売却による収入	0	0
関係会社貸付けによる支出	1,074	1,372
関係会社出資金の払込による支出	455	-
定期預金の預入による支出	530	684
定期預金の払戻による収入	-	184
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,192	1,837
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	88,142	47,743
長期借入金の返済による支出	51,604	55,325
株式の発行による収入	303	182
配当金の支払額	2,106	3,058
短期借入金の純増減額(は減少)	1,954	8,016
非支配株主への払戻による支出	-	584
自己株式の処分による収入	46	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	36,735	19,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,085	2,283
現金及び現金同等物の期首残高	29,314	39,400
現金及び現金同等物の期末残高	1 39,400	1 41,684

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社
株式会社プレサンス住販
株式会社プレサンスコミュニティ
株式会社プレサンスリアルタ
株式会社トライスト
株式会社プレサンスギャランティ
株式会社プレサンスリアルエステート
三立プレコン株式会社
株式会社プロスエーレワン
株式会社ララプレイス
合同会社F R P匿名組合
PRESSANCE USA, INC.
4341 PL Development LLC
なお、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 3社
株式会社プロスエーレ
MPD Realty, Inc.
Shinwa S39 Co., Ltd.
なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～47年

構築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15年

車両運搬具・・・・・・・・・・・・・・・・ 6年

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・ 3～20年

賃貸不動産・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～47年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり、ます。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「不動産取得税還付金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた75百万円は、「不動産取得税還付金」17百万円、「その他」57百万円として組み替えております。

(追加情報)

(たな卸資産の保有目的の変更)

たな卸資産の一部について、販売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、仕掛販売用不動産862百万円を賃貸不動産に振替えております。

(有形固定資産の保有目的の変更)

賃貸不動産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、賃貸不動産8,555百万円を販売用不動産に振替えております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社の従業員(以下、「従業員」といいます。)の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上へ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、株式給付型ESOP(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度325百万円、313,980株、当連結会計年度324百万円、313,320株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、長期化せずに収束するものと仮定し、たな卸資産の評価、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判断などの、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化するなどの影響により日本国内の景気が後退し、消費者マインドが急激に低下するなどの兆候が顕在化してくるような事態になれば、当社グループが仮定した見積りに変更が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	28百万円	27百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
販売用不動産	3,141百万円	7,006百万円
仕掛販売用不動産	143,327	136,137
賃貸不動産	14,174	6,598
計	160,643	149,742

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	4,920百万円	1,904百万円
1年内返済予定の長期借入金	43,675	63,164
長期借入金	102,293	74,743
計	150,889	139,812

3 保証債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務	455百万円	435百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	127	407
計	583	843

4 財務制限条項

当社の借入金のうち、一部の借入金において、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 2018年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 2018年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (3) 2018年3月末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日及び各事業年度末日時点(以下、「判定時点」という。)において、以下()乃至()の合計金額から以下()及び()の合計金額を差し引いた金額が、当該判定時点における本契約(2018年3月28日付シンジケートローン契約をいう、以下同じ。)に基づく借入金の残高、2016年1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額を下回らないこと。なお、本項において有利子負債とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債(割引債及び新株予約権付社債を含む。)、長期借入金、社債(割引債及び新株予約権付社債を含む。)等をいう。
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される現預金の金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる土地のうち、判定時点において担保に供していない土地の簿価から仲介手数料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物のうち、建物の簿価から設計監理料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物の建築費を資金用途とする有利子負債の合計金額(但し、本契約に基づく借入金の残高、2016年

1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。))

- () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、無担保の有利子負債の合計金額(但し、本契約に基づく借入金の残高、2016年1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。)

(連結損益計算書関係)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上原価	1,355百万円	4,441百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	9百万円	2百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	9	2
税効果額	2	0
その他有価証券評価差額金	6	2
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4	48
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	14	17
その他の包括利益合計	11	68

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	62,365,600	575,785	-	62,941,385
合計	62,365,600	575,785	-	62,941,385
自己株式				
普通株式(注)2,3	2,412,152	-	1,548,408	863,744
合計	2,412,152	-	1,548,408	863,744

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加575,785株は、新株予約権付社債の権利行使による増加322,585株及びストック・オプションの行使による増加253,200株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少1,548,408株は、新株予約権付社債の権利行使による自己株式の譲渡であります。

3. 普通株式の自己株式数に含まれる株式給付型E S O P信託が保有する株式数は当連結会計年度期首313,980株、当連結会計年度末313,980株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	-	114
	第5回新株予約権	普通株式	1,579,000	-	-	1,579,000	8
合計			1,579,000	-	-	1,579,000	123

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月24日 取締役会(注)1	普通株式	1,018	16.90	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月22日 取締役会(注)2	普通株式	1,089	17.50	2018年9月30日	2018年12月4日

(注)1. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会(注)	普通株式	1,435	利益剰余金	23.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	62,941,385	2,257,576	-	65,198,961
合計	62,941,385	2,257,576	-	65,198,961
自己株式				
普通株式 （注）2, 3, 4	863,744	6,970	660	870,054
合計	863,744	6,970	660	870,054

（注）1. 普通株式の発行済株式数の増加2,257,576株は、ストック・オプションの行使による増加164,400株、新株予約権付社債の権利行使による増加2,058,840株及び譲渡制限付株式の発行による増加34,336株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加6,970株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の減少660株は、「株式給付型E S O P」による自己株式の譲渡によるものであります。

4. 普通株式の自己株式数に含まれる株式給付型E S O P信託が保有する株式数は当連結会計年度期首313,980株、当連結会計年度末313,320株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	-	255
	第5回新株予約権	普通株式	1,579,000	-	-	1,579,000	8
合計			1,579,000	-	-	1,579,000	264

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月23日 取締役会（注）1	普通株式	1,435	23.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月25日 取締役会（注）2	普通株式	1,624	26.00	2019年9月30日	2019年12月3日

（注）1. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会(注)	普通株式	840	利益剰余金	13.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	41,990百万円	44,774百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,590	3,090
現金及び現金同等物	39,400	41,684

2 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
新株予約権の行使による資本金の増加額	250百万円	1,750百万円
新株予約権の行使による資本剰余金の増加額	1,065	1,750
新株予約権の行使による自己株式の減少額	1,584	-
新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額	2,900	3,500

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については基本的に安全性と流動性を考慮して、預貯金等で運用し、また、資金調達については、主に開発用地の取得費用を、銀行借入による間接金融にて調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する金融資産は、主として現金及び預金、売掛金、短期貸付金、関係会社短期貸付金、投資有価証券、長期貸付金及び関係会社長期貸付金であります。売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますので、与信管理規程及び販売管理規程に基づき、定期的にモニタリングしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であります。短期貸付金及び長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されておりますが、従業員貸付金規程に基づき、適切に管理しております。関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金は関係会社に対する貸付金であります。

当社グループが保有する金融負債は、主として支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等、新株予約権付社債及び長期借入金であります。支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主として開発用地の取得に係る事業資金であり、返済期日は概ね3年以内であります。借入金は、全て変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	41,990	41,990	-
(2) 売掛金	64	64	-
(3) 短期貸付金	20	20	-
(4) 関係会社短期貸付金	53	53	-
(5) 投資有価証券	44	44	-
(6) 長期貸付金	35	36	1
(7) 関係会社長期貸付金	2,460	2,509	49
資産計	44,669	44,719	50
(1) 支払手形及び買掛金	117	117	-
(2) 電子記録債務	7,085	7,085	-
(3) 短期借入金	9,920	9,920	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	44,547	44,547	-
(5) 未払法人税等	5,417	5,417	-
(6) 新株予約権付社債	3,500	3,522	22
(7) 長期借入金	120,119	120,119	-
負債計	190,707	190,730	22

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	44,774	44,774	-
(2) 売掛金	142	142	-
(3) 短期貸付金	27	27	-
(4) 関係会社短期貸付金	631	631	-
(5) 投資有価証券	43	43	-
(6) 長期貸付金	51	53	1
(7) 関係会社長期貸付金	3,193	3,235	42
資産計	48,864	48,908	43
(1) 支払手形及び買掛金	324	324	-
(2) 電子記録債務	8,923	8,923	-
(3) 短期借入金	1,904	1,904	-
(4) 1年内返済予定の長期借入金	71,180	71,180	-
(5) 未払法人税等	7,428	7,428	-
(6) 新株予約権付社債	-	-	-
(7) 長期借入金	85,903	85,903	-
負債計	175,664	175,664	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは全て株式であるため、時価については取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期貸付金、(7) 関係会社長期貸付金

回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、全て変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 新株予約権付社債

時価については、元利息の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	28	28

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当社グループは、満期のある有価証券を所有しておりません。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
預金	41,883	-	-	-
売掛金	64	-	-	-
短期貸付金	20	-	-	-
関係会社短期貸付金	53	-	-	-
長期貸付金	-	35	-	-
関係会社長期貸付金	-	2,460	-	-
合 計	42,022	2,496	-	-

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
預金	44,666	-	-	-
売掛金	142	-	-	-
短期貸付金	27	-	-	-
関係会社短期貸付金	631	-	-	-
長期貸付金	-	51	-	-
関係会社長期貸付金	-	3,193	-	-
合 計	45,468	3,245	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	9,920	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	44,547	-	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	3,500	-	-	-	-
長期借入金	-	71,199	32,464	11,343	2,896	2,215
合 計	54,467	74,699	32,464	11,343	2,896	2,215

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	1,904	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	71,180	-	-	-	-	-
長期借入金	-	55,021	23,118	1,957	3,985	1,820
合 計	73,084	55,021	23,118	1,957	3,985	1,820

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23	20	3
	小計	23	20	3
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20	23	2
	小計	20	23	2
合計		44	43	0

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25	22	3
	小計	25	22	3
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17	23	5
	小計	17	23	5
合計		43	45	2

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及びの連結子会社は、営業職にある従業員を除き、確定拠出型の年金制度である確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済事業団の共済制度に加入しております。当該制度に基づく拠出額をもって費用処理しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度51百万円、当連結会計年度61百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上原価の株式報酬費用	-	-
一般管理費の株式報酬費用	-	177

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社使用人 100名 子会社取締役 3名 子会社使用人 46名	当社取締役 7名 当社使用人 131名 子会社取締役 6名 子会社使用人 65名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,710,000株	普通株式 2,176,000株
付与日	2015年7月31日	2019年7月31日
権利確定条件	付与日(2015年7月31日)以降、権利確定日(2017年7月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年7月31日)以降、権利確定日(2021年7月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	2年間(自 2015年7月31日 至 2017年7月31日)	2年間(自 2019年7月31日 至 2021年7月31日)
権利行使期間	2017年8月1日から2020年7月31日まで。但し、権利行使時において当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものに限る。	2021年8月1日から2024年7月31日まで。但し、権利行使時において当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものに限る。

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	2,176,000
失効	-	102,500
権利確定	-	-
未確定残	-	2,073,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	514,800	-
権利確定	-	-
権利行使	164,400	-
失効	-	-
未行使残	350,400	-

(注) 2016年10月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2015年ストック・オプション	2019年ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1,110	1,604
行使時平均株価 (円)	1,654	-
付与日における公正な評価単価(注) (円)	223.25	256

(注) 2016年10月1日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2019年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	2019年ストック・オプション
株価変動性(注)1	32.6%
予想残存期間(注)2	3.5年
予想配当(注)3	40.5円/株
無リスク利子率(注)4	0.24%

(注) 1. 3.5年間(2016年1月から2019年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2019年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	706百万円	1,539百万円
未払事業税	363	347
賞与引当金	71	83
役員退職慰労引当金	197	-
株式給付引当金	44	60
会員権評価損	4	4
繰延消費税等	94	67
税務上の繰越欠損金	3	62
その他	98	370
繰延税金資産小計	1,584	2,535
評価性引当額	-	62
繰延税金資産合計	1,584	2,472
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	-
繰延税金負債合計	0	-
繰延税金資産の純額	1,584	2,472

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2019年3月31日)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

当連結会計年度末(2020年3月31日)

金額的重要性が低いため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、主に近畿圏で賃貸マンション等の賃貸不動産を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は515百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は555百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	13,935	15,251
期中増減額	1,315	8,258
期末残高	15,251	6,993
期末時価	14,618	6,867

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、たな卸資産からの振替(4,875百万円)で、主な減少額は、たな卸資産への振替(3,141百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は、たな卸資産からの振替(862百万円)で、主な減少額は、たな卸資産への振替(8,555百万円)であります。
3. 期末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。但し、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、マンションの企画開発と販売を主たる事業としており、「不動産販売事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	不動産販売事業	計		
売上高				
外部顧客への売上高	155,044	155,044	5,535	160,580
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	155,044	155,044	5,535	160,580
セグメント利益	26,589	26,589	1,752	28,341
セグメント資産	276,611	276,611	18,786	295,397
セグメント負債	167,940	167,940	12,493	180,434
その他の項目				
減価償却費	49	49	392	442
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	79	79	4,888	4,968

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸・仲介・管理、家賃等債務保証業、損害保険代理事業、マンションの内装工事等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	不動産販売事業	計		
売上高				
外部顧客への売上高	216,684	216,684	7,327	224,011
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	216,684	216,684	7,327	224,011
セグメント利益	32,792	32,792	1,455	34,248
セグメント資産	290,119	290,119	12,233	302,352
セグメント負債	159,795	159,795	7,791	167,587
その他の項目				
減価償却費	67	67	366	433
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	168	168	866	1,035

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸・仲介・管理、家賃等債務保証業、損害保険代理事業、マンションの内装工事等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	155,044	216,684
「その他」の区分の売上高	5,535	7,327
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	160,580	224,011

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	26,589	32,792
「その他」の区分の利益	1,752	1,455
全社費用（注）	1,222	1,638
連結財務諸表の営業利益	27,118	32,609

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	276,611	290,119
「その他」の区分の資産	18,786	12,233
全社資産(注)	6,544	8,426
連結財務諸表の資産合計	301,942	310,779

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金等の管理部門に係る資産であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	167,940	159,795
「その他」の区分の負債	12,493	7,791
全社負債(注)	26,889	26,501
連結財務諸表の負債合計	207,323	194,088

(注) 全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない未払法人税等及び本社の長期借入金であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	49	67	392	366	28	37	471	471
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	79	168	4,888	866	56	33	5,024	1,069

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しないソフトウェア及び工具、器具及び備品であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ワンルーム マンション	ファミリー マンション	一棟販売	ホテル販売	その他 住宅販売	その他 不動産販売	不動産販売 附帯事業	合計
外部顧客 への売上高	43,011	77,375	12,459	17,625	1,509	1,429	1,633	155,044

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ワンルーム マンション	ファミリー マンション	一棟販売	ホテル販売	その他 住宅販売	その他 不動産販売	不動産販売 附帯事業	合計
外部顧客 への売上高	67,255	78,587	27,299	19,292	4,726	18,364	1,158	216,684

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売事業	その他	合計
当期償却額	100	-	100
当期末残高	280	-	280

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	不動産販売事業	その他	合計
当期償却額	100	-	100
当期末残高	180	-	180

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	土井 豊	-	-	当社取締役 副社長	(被所有) 直接 0.4	当社取締役	ストック・ オプション の権利行使	10	-	-

(注) 1. 2015年6月23日開催の第18期定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	高野 雅英 (注) 1	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.0	当社取締役	ストック・ オプション の権利行使 (注) 2	11	-	-
主要株主	山岸 忍	-	-	会社役員	(被所有) 直接 19.50 間接 19.55	主要株主	資金の預り	2,126	預り金 (注) 3	2,126

(注) 1. 高野雅英氏は、2019年10月31日をもって当社取締役を退任しております。

2. 2015年6月23日開催の第18期定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3. 預り金は、土地仕入取引に係る手付金の毀損による損失に備えるため、預かったものであります。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,493.54円	1,791.63円
1株当たり当期純利益	296.43円	347.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	285.09円	340.18円

(注) 1. 株式給付型E S O P導入に伴い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度313,980株、当連結会計年度313,320株)。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度313,980株、当連結会計年度313,706株)。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,296	21,892
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	18,296	21,892
普通株式の期中平均株式数(株)	61,722,251	63,008,052
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,456,326	1,347,775
(うち新株予約権(株))	(184,138)	(107,006)
(うち新株予約権付社債(株))	(2,272,188)	(1,240,769)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	第5回新株予約権 新株予約権の数 15,790個 (普通株式 1,579,000株)	第5回新株予約権 新株予約権の数 15,790個 (普通株式 1,579,000株) 第6回新株予約権 新株予約権の数 21,760個 (普通株式 2,176,000株)

(重要な後発事象)

当社は、2020年4月6日開催の取締役会において株式会社オープンハウス（以下「オープンハウス」といいます。）との資本業務提携を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結しました。

1. 資本業務提携契約の目的

オープンハウスによる信用補完を得て当社のお客様、株主、従業員、取引先及び関係者の皆様の不安を早期に払拭すること、また、両社の経営資源や経営ノウハウを融合することにより、事業を展開する地域の相互補完、商品ラインナップの拡充等の事業シナジーを発現させることが、両社並びに両社のお客様、株主、従業員、取引先及び関係者の皆様にとっての利益の最大化に資するものと考え、本資本業務提携をするに至りました。

2. 資本業務提携契約の内容

(1) 業務提携の内容

業務提携の詳細については、今後両社でさらに協議を行い、詳細を確定していく予定ですが、現時点で想定している両社の業務提携内容は以下のとおりです。

地域補完

商品補完

賃貸・分譲物件の管理・マネジメント

コスト削減

(2) 資本提携の内容

2020年5月8日付で、オープンハウスは当社の大株主2名から当社普通株式20,621,100株（議決権所有割合約31.91%）を取得し、当社はオープンハウスの持分法適用関連会社となりました。

3. 相手先の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社オープンハウス |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 荒井 正昭 |
| (4) 事業内容 | 戸建関連事業、マンション事業、収益不動産事業、その他の事業 |
| (5) 資本金 | 4,315百万円（2020年3月31日現在） |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)プレサンス コーポレーション	第2回無担保転換社債型新株 予約権付社債(注)	年月日 2017.9.4	3,500	-	0.95	なし	年月日 2020.9.4
合計	-	-	3,500	-	-	-	-

(注) 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	(注)(1)
発行価額の総額(百万円)	3,500
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	3,500
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2017年9月5日 ~ 至 2020年9月2日

(注)(1) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に提出された日の直前取引日の東京証券取引所終値の91%に相当する価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額(1,700円)を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(2) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,920	1,904	0.556	-
1年以内に返済予定の長期借入金	44,547	71,180	0.554	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	120,119	85,903	0.561	2021年4月～ 2028年4月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	174,587	158,988	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	55,021	23,118	1,957	3,985

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	68,240	125,383	183,588	224,011
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	13,926	23,398	31,274	31,985
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	9,603	15,660	21,041	21,892
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	154.69	252.10	336.28	347.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	154.69	97.44	84.79	13.23

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,335	33,749
販売用不動産	1 9,054	1 26,649
仕掛販売用不動産	1 211,735	1 204,502
原材料及び貯蔵品	35	33
前払費用	1,514	1,337
その他	3,111	4,522
貸倒引当金	-	129
流動資産合計	254,788	270,663
固定資産		
有形固定資産		
建物	226	226
減価償却累計額	103	115
建物(純額)	122	110
構築物	10	10
減価償却累計額	6	7
構築物(純額)	3	3
車両運搬具	36	32
減価償却累計額	23	21
車両運搬具(純額)	13	10
工具、器具及び備品	134	202
減価償却累計額	90	109
工具、器具及び備品(純額)	44	93
賃貸不動産	15,845	7,157
減価償却累計額	942	564
賃貸不動産(純額)	1 14,903	1 6,593
土地	93	93
建設仮勘定	2	-
有形固定資産合計	15,183	6,904
無形固定資産		
ソフトウェア	43	59
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	44	59
投資その他の資産		
投資有価証券	44	43
関係会社株式	2,258	2,247
関係会社出資金	2,328	1,692
従業員に対する長期貸付金	35	51
関係会社長期貸付金	2,309	823
長期前払費用	36	28
繰延税金資産	1,227	2,300
その他	323	346
貸倒引当金	-	11
投資その他の資産合計	8,565	7,522
固定資産合計	23,793	14,487
資産合計	278,581	285,151

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	7,085	8,923
買掛金	82	172
短期借入金	19,230	11,747
1年内返済予定の長期借入金	1,343,109	1,368,654
未払金	1,330	1,277
未払費用	66	45
未払法人税等	3,502	6,894
未払消費税等	255	16
前受金	11,164	10,419
預り金	1,116	3,230
賞与引当金	93	99
その他	14	26
流動負債合計	77,051	101,506
固定負債		
新株予約権付社債	3,500	-
長期借入金	1,3115,837	1,380,736
役員退職慰労引当金	436	-
株式給付引当金	146	196
その他	15	477
固定負債合計	119,936	81,410
負債合計	196,987	182,917
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,404	4,290
資本剰余金		
資本準備金	2,334	4,220
その他資本剰余金	1,070	1,070
資本剰余金合計	3,404	5,291
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	3,000	3,000
繰越利益剰余金	73,548	90,275
利益剰余金合計	76,548	93,275
自己株式	887	887
株主資本合計	81,469	101,970
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	123	264
純資産合計	81,593	102,233
負債純資産合計	278,581	285,151

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
不動産売上高	142,140	203,139
その他の事業収入	3,700	5,292
売上高合計	145,840	208,431
売上原価		
不動産売上原価	105,185	156,909
その他の事業売上原価	1,767	3,498
売上原価合計	106,952	160,408
売上総利益	38,887	48,023
販売費及び一般管理費		
販売手数料	11,538	10,867
広告宣伝費	526	544
役員報酬	394	379
給料及び手当	3,352	3,314
賞与	105	122
賞与引当金繰入額	87	95
退職給付費用	36	43
役員退職慰労引当金繰入額	33	8
法定福利費	333	398
株式報酬費用	-	200
株式給付引当金繰入額	56	51
租税公課	1,134	1,370
通信交通費	276	320
減価償却費	44	55
地代家賃	241	287
その他	732	1,448
販売費及び一般管理費合計	18,893	19,510
営業利益	19,993	28,513
営業外収益		
受取利息	18	16
受取配当金	472	799
仕入割引	0	0
為替差益	54	-
受取手数料	35	22
違約金収入	46	81
その他	51	97
営業外収益合計	678	1,018
営業外費用		
支払利息	713	891
為替差損	-	25
貸倒引当金繰入額	-	141
支払手数料	93	6
その他	12	49
営業外費用合計	818	1,114
経常利益	19,853	28,416

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	-
関係会社株式評価損	-	16
特別損失合計	0	16
税引前当期純利益	19,852	28,400
法人税、住民税及び事業税	6,004	9,685
法人税等調整額	237	1,071
法人税等合計	5,767	8,614
当期純利益	14,085	19,786

【売上原価明細書】

不動産売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
土地売上原価					
1. 用地代		32,507		59,540	
2. 仲介手数料		1,064		1,668	
土地売上原価計		33,572	31.9	61,208	39.0
建物売上原価					
1. 建築工事費		68,602		88,922	
2. 設計監理料		1,752		2,337	
建物売上原価計		70,354	66.9	91,260	58.2
たな卸資産評価損		1,258	1.2	4,441	2.8
不動産売上原価		105,185	100.0	156,909	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

その他の事業売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1. 業務委託経費		398	22.6	677	19.4
2. 修繕保守費		324	18.3	354	10.1
3. 賃貸不動産原価		604	34.2	566	16.2
4. 支払家賃		439	24.9	1,900	54.3
その他の事業売上原価		1,767	100.0	3,498	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,973	1,903	208	2,112	3,000	61,571	64,571
当期変動額							
新株の発行	430	430		430			
剰余金の配当						2,108	2,108
当期純利益						14,085	14,085
自己株式の処分			862	862			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	430	430	862	1,292	-	11,976	11,976
当期末残高	2,404	2,334	1,070	3,404	3,000	73,548	76,548

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,471	66,186	6	6	180	66,373
当期変動額						
新株の発行		860				860
剰余金の配当		2,108				2,108
当期純利益		14,085				14,085
自己株式の処分	1,584	2,446				2,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6	6	56	63
当期変動額合計	1,584	15,283	6	6	56	15,220
当期末残高	887	81,469	0	0	123	81,593

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,404	2,334	1,070	3,404	3,000	73,548	76,548
当期変動額							
新株の発行	1,886	1,886		1,886			
剰余金の配当						3,059	3,059
当期純利益						19,786	19,786
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,886	1,886	-	1,886	-	16,726	16,726
当期末残高	4,290	4,220	1,070	5,291	3,000	90,275	93,275

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	887	81,469	0	0	123	81,593
当期変動額						
新株の発行		3,773				3,773
剰余金の配当		3,059				3,059
当期純利益		19,786				19,786
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2	2	140	138
当期変動額合計	0	20,500	2	2	140	20,639
当期末残高	887	101,970	1	1	264	102,233

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・8～47年

構築物・・・・・・・・・・15年

車両運搬具・・・・・・・・6年

工具、器具及び備品・・3～20年

賃貸不動産・・・・・・・・6～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(たな卸資産の保有目的の変更)

たな卸資産の一部について、販売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、仕掛販売用不動産862百万円を賃貸不動産に振替えております。

(有形固定資産の保有目的の変更)

賃貸不動産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、賃貸不動産8,590百万円を販売用不動産に振替えております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の従業員(以下、「従業員」といいます。)の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上へ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、株式給付型E S O P(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1)取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度325百万円、313,980株、当事業年度324百万円、313,320株であります。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、長期化せずに収束するものと仮定し、たな卸資産の評価、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判断などの、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化するなどの影響により日本国内の景気が後退し、消費者マインドが急激に低下するなどの兆候が顕在化してくるような事態になれば、当社が仮定した見積りに変更が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
販売用不動産	3,141百万円	7,006百万円
仕掛販売用不動産	139,637	130,245
賃貸不動産	13,790	6,224
計	156,569	143,475

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	4,230百万円	1,747百万円
1年内返済予定の長期借入金	42,237	60,868
長期借入金	99,311	71,996
計	145,779	134,612

2 保証債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務	6,865百万円	6,716百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	127	407
関係会社が管理組合と締結している管理委託契約に基づく債務に対する保証債務	-	175
計	6,992	7,299

3 財務制限条項

当社の借入金のうち、一部の借入金において、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 2018年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 2018年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (3) 2018年3月末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日及び各事業年度末日時点(以下、「判定時点」という。)において、以下()乃至()の合計金額から以下()及び()の合計金額を差し引いた金額が、当該判定時点における本契約(2018年3月28日付シンジケートローン契約をいう、以下同じ。)に基づく借入金の残高、2016年1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額を下回らないこと。なお、本項において有利子負債とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債(割引債及び新株予約権付社債を含む。)、長期借入金、社債(割引債及び新株予約権付社債を含む。)等をいう。
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される現預金の金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる土地のうち、判定時点において担保に供していない土地の簿価から仲介手数料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物のうち、建物の簿価から設計監理料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物の建築費を資金用途とする有利子負債の合計金額(但し、本契約に基づく借入金の残高、2016年1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。)

- () 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、無担保の有利子負債の合計金額（但し、本契約に基づく借入金の残高、2016年1月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額及び2016年10月26日付シンジケートローン契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。）

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社からの受取配当金	470百万円	798百万円
貸倒引当金繰入額	-	141

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,236百万円、関連会社株式100百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,237百万円、関連会社株式200百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	673百万円	1,532百万円
未払事業税	186	339
賞与引当金	28	30
貸倒引当金	-	43
役員退職慰労引当金	133	-
株式給付引当金	44	60
会員権評価損	4	4
繰延消費税等	91	66
その他有価証券評価差額金	-	0
その他	64	223
繰延税金資産合計	1,227	2,300
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	-
繰延税金負債合計	0	-
繰延税金資産の純額	1,227	2,300

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	226	-	-	226	115	12	110
構築物	10	-	-	10	7	0	3
車両運搬具	36	3	8	32	21	5	10
工具、器具及び備品	134	71	3	202	109	22	93
賃貸不動産	15,845	862	9,550	7,157	564	362	6,593
土地	93	-	-	93	-	-	93
建設仮勘定	2	8	10	-	-	-	-
有形固定資産計	16,350	946	9,572	7,723	819	402	6,904
無形固定資産							
ソフトウェア	79	31	23	87	27	15	59
電話加入権	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	79	31	23	87	27	15	59
長期前払費用	42	1	7	35	6	2	28

(注) 賃貸不動産の当期減少額の内、主なものは次のとおりであります。

京都市右京区(プレサンス京都西院)	592百万円
大阪市天王寺区(プレサンス四天王寺)	692
大阪市北区(プレサンス天満橋チェロ)	643
大阪市北区(プレサンス梅田東ベータ)	557
大阪市北区(プレサンス梅田北アロー)	722
大阪市中央区(プレサンス高津公園ディオ)	1,145
大阪市中央区(プレサンス谷町キャトル)	924
名古屋市中区(プレサンス上前津グレース)	956
名古屋市中区(プレサンス広小路通パルス)	616
大阪市中央区(プレサンス心斎橋レヨン)	862

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	-	141	-	-	141
賞与引当金	93	99	89	4	99
役員退職慰労引当金	436	8	8	436	-
株式給付引当金	146	51	0	-	196

(注) 1. 賞与引当金の当期減少額のその他は、支給見込額と実支給額の差額であります。

2. 役員退職慰労引当金の当期減少額のその他は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給による取崩であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載いたします。電子公告する当社のホームページアドレスは次のとおりです。 公告URL https://www.pressance.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 毎年3月末の株主名簿に記録された株主に対し、以下の保有株式数に応じて国内外のV i s a加盟店にてご利用可能なV J Aギフトカードを贈呈いたします。 400株以上 5,000円分

(注) 2011年6月23日開催の第14期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第22期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月24日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2019年6月24日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第23期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日近畿財務局長に提出
（第23期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月8日近畿財務局長に提出
（第23期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日近畿財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2019年5月20日近畿財務局長に提出
事業年度（第21期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。
- (5) 内部統制報告書の訂正報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
事業年度（第19期）（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。
- (6) 内部統制報告書の訂正報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
事業年度（第20期）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 内部統制報告書の訂正報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
事業年度（第21期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。
- (8) 内部統制報告書の訂正報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
事業年度（第22期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。
- (9) 有価証券通知書（譲渡制限付株式の発行）
2019年6月21日近畿財務局長に提出
- (10) 有価証券通知書
2020年4月6日近畿財務局長に提出
- (11) 臨時報告書
2019年6月21日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションの発行）に基づく臨時報告書であります。
- (12) 臨時報告書
2019年12月18日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (13) 臨時報告書
2019年12月24日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (14) 臨時報告書
2020年4月6日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第4項（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (15) 臨時報告書
2020年6月29日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(16) 臨時報告書の訂正報告書

2019年7月31日近畿財務局長に提出

2019年6月21日提出の臨時報告書（ストックオプションの発行）に係る訂正報告書であります。

(17) 臨時報告書の訂正報告書

2019年8月2日近畿財務局長に提出

2019年6月21日提出の臨時報告書（ストックオプションの発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレサンスコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレサンスコーポレーション及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プレサンスコーポレーションの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社プレサンスコーポレーションが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、当該開示すべき重要な不備による連結財務諸表及び財務諸表への影響はないため、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プレサンスコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレサンスコーポレーションの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。